

参議院大蔵委員会會議録第十八号

昭和四十三年四月二十三日(火曜日)

午前十時三十五分開会

出席者は左のとおり。

委員長
理事

委員

青柳 秀夫君

植木 光教君

小林 章君

西田 信一君

柴谷 要君

中尾 辰義君

青木 一男君

伊藤 五郎君

大竹平八郎君

大谷 賛雄君

西郷吉之助君

田中 茂穂君

徳永 正利君

藤田 正明君

田中寿美子君

戸田 菊雄君

野上 元君

野溝 勝君

瓜生 清君

須藤 五郎君

國務大臣

大蔵大臣

國務大臣

政府委員

大蔵政務次官

日本専売公社監理官

大蔵省主税局長

国税庁長官

水田三喜男君

宮澤 喜一君

二木 謙吾君

前川 憲一君

吉國 二郎君

泉 美之松君

事務局側

常任委員会専門員

坂入長太郎君

説明員

日本専売公社総裁

日本専売公社副総裁

日本専売公社総務理事

東海林武雄君

佐々木庸一君

牧野 誠一君

本日の会議に付した案件

○製造たばこ定価法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○酒税法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を開会いたします。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案、酒税法の一部を改正する法律案を便宜一括して議題とし、質疑を行ないます。御質疑のおありの方は、順次御発言を願います。

○戸田菊雄君 総裁にお尋ねをしたいと思いますのでありますが、昨年までは総裁はたばこの値上げには反対である、こういう御意思を持ってこられたと思うのです。それが今回どうしてその意思が貫徹できなかったのか、その辺の心境についてひとつ御説明を願います。

○説明員(東海林武雄君) 私の立場を率直に申し上げますと、たばこの値上げというものは、大衆の嗜好品といわれておりますけれども、非常に生活に密着している品物でありますから、値上げをするということは好ましくないというこ

とになりますと、これは補正でも御承知のとおり、昨年は補正で約八十億の利益を別に出しておりましたが、しかし、今回のように、財政上からの要請がございますという、企業努力をいたしましてこれだけの五百五十億というようなものはまかなえない、こういうことから、私としてはまことに不本意でございますけれども、値上げをせざるを得ないというふうになったと、こう申し上げてよいかと思うのであります。

○戸田菊雄君 大体、大蔵大臣不在でございますけれども、大蔵大臣も昨年まではそういう意思を国民に発表して、国民に公約してまいったのであります。それが、いま総裁も同じような立場で答弁されているわけですが、それが財政上の理由であるというの、端的に言う、やっぱり専売公社という企業の自主性というものをなくして、単に大蔵省の天下り的な、強制的な財源政策に同調したと思われぬのです。そういう事実についてはどういふふうにお認めになりますか。

○説明員(東海林武雄君) これはいますぐ四十三年度におきまして五百五十億という利益をあげるといわれても、私の立場としては、これは値上げに踏み切らざるを得ないということをお願いしたのであります。本来から、この公社独自の立場から申しますと、この十年間を顧みてみますと、原料の値上がりというのは八九%の多きになっているというところから、本来から申しますと、このしがこういふような時期に際会いたしたけれども、いづれかはこれは引き上げざるを得ないという情勢になっているというこ

努力の目標になるのでありますけれども、その点では非常に制限を受けることになりますので、これはことし上げなくても、また近い将来においてはどうしても値上げをせざるを得ないという情勢になっているというこは、これは申し上げていいのではないかと申すのであります。

○戸田菊雄君 総裁の意思が変わったのは、私は、もちろんこの税調に対しては大蔵省の働きかけもあつたようでありますが、税調の答申が出たあと総裁の態度は急変したと判断される。いわゆる昨年の九月でありましたが、税調としては、どうも財政面からたばこの値上げやむを得ざるものであると、こういう状況であつたわけですね。それに対して、税調の答申が出た直後に、総裁としては、私としては値上げしないでいいからまあ上げないでいいか、これは一つの決意を示しているものと思ふのであります。しかし、さらに、このたばこは、嗜好品といつても大衆必需品だ、もう国民の生活に密着したものだ、だからそういうものを安易に値上げをしていくことはやはり好ましくないということを、率直に総裁は、昨年の十一月、専売労働組合との団体交渉の席上において明言をされているのです。にもかかわらず、税調が答申をして、政府がそういう態度を打ち出した直後にやむを得ないという態度に変わってきた。だから、私は、そういうところから、今後やはりこの専売公社の企業運営上においても非常に危惧の念を抱くのであります。何か大蔵省あたりからどんな意見が言われると専売公社は常に動いていく、こういうことにはなりません。ですから、そういうことは、私は、今後の専売企業の自主性というものの、企業育成ないし運営というものに非常に問題があるので、そういう点の将来の見通し、心配についてはどうですか。

○説明員(東海林武雄君) 公社の仕事につきましては、いま戸田さんの言われましたとおり、自主性を持つていくことが非常に大事な問題でございます。今後の行き方として、できるだけわれわれのそういうような主張を生かしていきたいと思います。かように考えておりますが、先ほども申し上げましたように、財政専売のたてまえからいいますと、今回のような場合には、まあ私としてはやむを得ないんじゃないか、ごしんぼう願わなければならぬんじゃないか、かように考えておるわけなんです。

○戸田菊雄君 いまの点について次官はどうお考えになるのですか。そういう事実は大蔵省としてありませんか。

○政府委員(二本柳吾君) 私も、たばこは国民の嗜好品であつて、国民生活のうちにも溶け込んでおるものであるから、たばこの値上げについては非常に苦慮したのでございます。初めには、私も所得減税一千五十億やらぬ、たばこも酒も上げぬ、こういうことであつたらどうかというようなことを省議でも申したのでありますが、しかし、よく考えてみますると、やはり中小所得者が最も困つておるのは所得税の問題でありますから、どうしても所得減税をやらなければならぬ。しかも、四十五年までには大体百万円を目安に無税にするということは総理も言明をいたしておる。また、議会でも皆さん方も御賛成でございますから、これはぜひやらなければならぬ。そうすればその財源をどこから持つてくるのか、こういうことでございます。で、御承知のとおり、四十三年度の予算は財政硬化化でもございますし、また、自然増収も九千四百億見込まれておりますけれども、そのうちの七千億は義務的経費に要するし、さらに二千億は準義務的経費に要する、こういうことになるわけでございまして、じやその財源を公債に求めるか、こういうことも考えられぬことはございせんけれども、日本の財政の体質を改善すると、こういう意味からいたしまして、公債は六千四百億までに限定をすると、こ

ういうことに踏み切つたわけでございますので、日本の財政の健全化の意味におきまして、好ましいことではないけれども、間接税を少し引き上げる。それには、たばこは、御承知のとおり、二十六年以来全く値を上げておりませんので、税制調査会においても、生活水準も上がつておるし、また、諸物価もいろいろ上がつておるから、それとの均衡を保つ上からいまして、この際、たばこの値上げをしたらどうかという答申がありましたから値上げに踏み切つたと、こういうことでございまして。

○戸田菊雄君 当初閣議におきましては、四十三年度予算編成にあつて、きつめて財政硬化化の要因があるから、これを打開しなければならぬ、そういうために一体財源をどこから求めるかというところで、種々検討されたのでありますが、その閣議の中において検討された内容はいかがですか。

○政府委員(二本柳吾君) それは私は閣議に出ておりませんからよく存じませんが、御了承願ひます。

○戸田菊雄君 企画庁長官がじきに來られるそうですから、その辺はそれにしまして、この点はこの前が党の野上委員も執拗に聞きたつたので、私はできる限り質問をしないでまいりたいというように考へるのでありますが、このたばこの値上げをする原因と理由です、端的にひとつ教えていただきたい。

○政府委員(前川憲一君) 便宜私からお答えさせていただきます。

この前、野上先生にもる申し上げましたので、なるべく繰返しを避けたいと思ひますが、やはり複數の原因、理由があると思ひます。税金のうちに税率というものの一本だけでいけるものでもございせんので、また、やはり先ほど来、政務次官や総裁からのお話にもございまして、国民の皆さま方の日常生活に非常に関係の深い商品でございますから、それを買つていただいているうちに知らず知らず税金を納めていただく

と、こういう性質のものでございますから、やはり、まず一般の物価なり所得の動きとたばこの値段というもののついて相当慎重な検討をしなきゃならぬ、その点がまず第一でございまして、昭和四十一年以来、税制調査会等におかれまして、所得、物価水準の上昇に比べれば、たばこの値段が据え置かれておることは、やはりこの際再検討を要するのではないかと、これがまず一つでございます。

それから、第二は、やはり端的に申しまして財政専売でございますが、財政に対する寄与、貢獻度というものがだんだんと低下しておる。これを一ぺんに高くする必要もございせんけれども、少し手直しをしなければならぬのじゃないか。それから、また、一箱当たりの税率も、昔といひますか、昭和二十六年ごろは七〇%をこえておつたのでございまして、これがだんだん低下いたしました、この際ほううておきますと、おそらくまあ五分内外まで落ちるのではないかと。だから、まあそれを一ぺんにまた七〇%までにしようなどというようなことは、これは国民生活への影響もございまして、まあそこを最小限度にして六〇前後に手直しをしたい。それから、値上げの幅その他につきましては、国民の生活への影響というものを考へて、できるだけ抑制的に考へていく、こんなようなのが理由といひますか、原因といひますか、そんなようなことでござい

ます。

○戸田菊雄君 その点についてはあとでまた触れてまいりたいと思ひますが、それで、具体的な内容について質問してまいりたいと思ふのですが、一つは、三十六年以降、たばこ税のうち、国税分は一体どうなつてゐるか、ひとつ数字的に示していただきたい。できれば地方税分も含めて説明を願へばけっこうだと思ひます。

○説明員(佐々木庸一君) 三十六年度におきましては、専売納付金は千六百三十九億八千万円でございまして、たばこ消費税は六百六十八億二千九百万円でございまして、三十七年には、納付金は若

千減りまして、千六百三十億四千二百万円、消費税は七百八十六億八千万円、三十八年になりますと、千六百五十一億九千万円と九百三億五千六百万円、三十九年は千六百五十一億四千七百万円に對しまして、たばこ消費税は千五百六億四千二百万円と上がつてまいりまして、四十年は、納付金は千七百九十二億七千万円、消費税は千七百七十一億四千四百万円、四十一年になりますと、納付金は千九百八十一億六千万円、消費税は千二百八十八億五千三百万円でございまして、四十二年は補正予算の数字——いままでは決算でございまして、補正予算の数字で申し上げますと、千六百七十九億九千五百万円の納付金に對しまして、千六百八十四億二千二百万円と見込んでおります。四十三年の予算で組んでおりますのは、納付金が二千三百四億三千三百万円、消費税は千八百三十四億五千四百万円という見込みでござい

ます。

○戸田菊雄君 このたばこ税のうちの国税部分の例年の増収割合ですね、いまの数字のうち、増収割合がどのくらいになつておつて、四十三年度は一体どのくらい見込んでゐるか、増収、国税分は。

○説明員(佐々木庸一君) 先生の御質問は、国税が自然増収となる場合に、そのうちにおけるウエートという御質問かと思ひますが、資料はそういうふうには準備しておりませんが、大体一般会計歳入中に占める専売納付金のウエートの数字を申し上げましてごらん願ひたいと思ひますが、三十六年には専売納付金のウエートは六・五%でございました、率が。次の年は五・五、三十八年は五・一、三十九年は四・八、四十年は四・八、四十一年は四・四、四十二年は三・二%に下がつてゐるかもしれないと思ひます。四十三年におきましては若干回復いたしまして、四%のウエートに戻るかと思ひます。

○戸田菊雄君 額でどのくらいですか、大まかに。

○説明員(佐々木庸一君) これは非常にぐあい

得るといふ手續を進めることになっております。

○戸田菊雄君　そうしますと、国会にその値上げについてかけるのは、今回のように各銘柄一斉に行なわれる、こういう問題については国会の議決を必要とする。しかし、この銘柄変更等に伴つて値段の改定を行なう場合には全然そういうことは必要ない、こういうことですか。その点は法的根拠をひとつ示してください。

○政府委員(前川憲一君)　先生御承知のように、現在のたばこ定価法は級別の最高価格を国会で御審議御決議願うということになっております。したがひまして、その級別の最高限度の中で、専売公社が先ほど来申ししておりますように、いわゆるマーケティングをやりまして、消費者の皆さん方のお好みなり何なりに合うような新製品を編み出しまして、ワク内ですやうにまいります場合には、個々の銘柄については大蔵大臣がこれを認可できる、こういうことになっております。今回はほ

ほ、ほとんど全銘柄につきまして最高限度を上げることをごきいすので、最高限度だけの条文を出しましてこれは無味乾燥なものでございすので、先ほど牧野理事の申しましたように、今回の法律改定に伴って全銘柄がどういふ姿になるかというごきいすをここで御審議願っておるといふこととございす。

○戸田菊雄君　その法的根拠は何ですか。銘柄変更に伴って大蔵大臣承認に持つていけるという法的根拠は。

○政府委員(前川憲一君)　製造たばこ定価法というのが国会で昭和四十年に御審議いただきまし

て、六月三日に公布をされております。それによりまして、第一条でもって等級別の最高価格が定められております。そうしてそのたばこ専売法の第三十四条におきまして、先ほどの申しました製

造たばこ定価法の最高限度の中におきまして公社は大蔵大臣の認可を受け、製造たばこの小売り定価を定めて公告する。したがって、個別銘柄は、たばこ専売法の第三十四条による大蔵大臣の認可に基づいてと、こういうことになります。

○戸田菊雄君 専売法の三十四条というのは、一応値上げなり新製品の値段を決定したものを大臣の承認を得る、こういう結果になるのじゃないのですか。その前提条件としては、当然その新銘柄であっても、本来ならば国会の議決ということに持っていかななくてもいいですか、その辺はどうですか。もしそういうことであれば、法律根拠は何条でそういうことになるのですか。新銘柄と明確にうたつてありますか。

○説明員(佐々木庸一君) かつては、御指摘のよう
うに、銘柄別に定価を国会で御審議願つておりま
した。それを手続簡素化の趣旨をもちまして、昭
和四十年に現行の種別別等級別最高額制度に改
正を願つた次第でございます。かつては先生の御
議論のように、一つ一つの銘柄の定価をきめます
際には国会の御審議を願つたという経緯はござい
ます。

○戸田英雄君 第一条でいろいろ言っておることは、具体的に、じゃ新銘柄とか、そういうものをつくった場合にはストリートで大蔵大臣の承認をもらえばいいということで具体的に改正されたよと考えておられるわけですか。

○説明員(佐々木庸一君) 種類別、等級別のきめられ、ました最高額の範囲であるならば、それは大蔵大臣の認可をもって足りることになっているわけでございます。

○戸田菊雄君 種類別最高額というものは一応きまつてゐるわけです。それを新銘柄をつくることによつてそういうことになる、そういう種類々最高限度というものは何によつて判断するのですか。たとえば従来ピースが四十円で売つてきた、ところが、ハイライトが二十本入り七十円、こういう新銘柄をやる場合に、それによつて片方ピースの生産というものは減少していく、意識的に私が意地悪いのかもしれませんがね、いろいろと経過を見ると。そうして、どうしてもハイライトを吸わなければいけないように国民の中に仕向はていく、こういうことで、二十本入り七十円といふことで高価たばこを値上げをやつてゐる、こゝろ

いう形をとっているんじゃないかと思うんですが、その私は法的根拠をいま聞いている。

○説明員(佐々木庸一君) 先生の御質問の基礎になりました、ハイライトがふえましてピースが落ちていきました事情につきましては、私どももこれ意識的に数量の抑制やなんかから出たものでないと申し上げなければならぬので、御了解を願いたいと思います。

○戸田菊雄君 それは別ですからいいです。その根拠さえ明確に示してくれば。

○説明員(佐々木庸一君) それはハイライトが好まれるところからきているわけでございます。すけれども、製造たばこ定價法におきましても、種類別、等級別をきめます際に、紙巻きたばこの一級品とはどういう品質のものであるかという規定が設けられております。この品質の限度を守りまして、そこできめられました最高価格の範囲内でございますれば、大蔵大臣の承認を経て新製品もまた発売できるという仕組みに簡素化されてきたものでございます。

○戸田菊雄君　じや専売法三十四条を説明してください、読み上げてください。

○説明員(佐々木庸一君) 専売法第三十四条は、
ういうふうになっております。

「公社は、大蔵大臣の認可を受け、製造たばこの小売定価を定めて公告する」、そのあとに若王たばこ消費税に関する規定がございます。これは少し複雑でございますが、読みます。「この小売定価中には、地方税法」、この番号は省略します「第七十四条第三項に規定する道府県たばこ消費税の課税標準算定の基礎となる額及び同法第四百六十四条第三項に規定する市町村たばこ消費税の課税標準算定の基礎となる額に当該小売定価に依る製造たばこの本数」、カッコして「本数を合算しむ」、要するに「ちやとちやしまして、最後にこの価格には「道府県たばこ消費税及び市町村たばこ消費税の額を含むものとする。」ということになつております。

○戸田菊雄君　いまの説明を受けた範囲では、北

うのですね。ですから、その穴を見つけまして、専売公社とすれば、どんどん新銘柄をつくって新値段をつくって高いたばこをつくっていく、そして大蔵大臣の承認を得ればそれでけっこうだと、こういう解釈をとっているのでありますけれども、それは前川監理官、どうですか、その解釈でいいんですか。

○政府委員(前川憲一君) 先ほど申し上げました製造たばこ定価法、この第二条、第三条等に、等級別、品質別と申ししましてもこまかく規定がございます。したがいまして、大蔵大臣も非常に客意的な認可はできませんし、また、専売公社といはしましても、かつては何と申しますか、もうけた本位でもって粗悪なものを高く売りつけるとか、さようなことはできません。それから、また、毎

に、消費税に非常に關係の深いものでございますから、消費者の動向等につきましてもできる限りの調査をいたしまして、どういうものにお好みがあるかというようなことも調べまして、それを製造計画の重要な參考にすると、こういうふうにしたしておるものと監理官としては信じております。

○野上元君　ちよつと関連質問。
前川さん、あなたに聞きたいんだけど、い

まの法律の解釈ですね。こういうことなんです。新しい銘柄のたばこを創設することは大蔵省

○政府委員(前川憲一君) はい。

○野上元君 値段も含めて、そうですね。
○政府委員(前川憲一君) そうでございます。

○野上元君 と同時に、古い鎗柄 在来の鎗柄も
廃止することも、これは大蔵大臣の認可で十分な

○政府委員(前川憲一君) 新しいたばこをつくり

ます場合には、たとえて申し上げますと、いままで二級品の限度額はたとえば十本三十五円、つまり二十本入り七十円でございましたね。そういう

しますと、ハイライトという新しい種類をつくるというところで、いろいろ内容等、法律の規定に違反しないように製造計画を立てまして認可してもらう。したがって、廃止ということになりますと、これはやはり専売公社の一種の生産計画、経営計画上の問題でございまして、一がいに本数が減ったからと言ってやめられるものではない。つまり公的独占企業でございしますから、やはり一部

の方であつても、それを非常ににお好みになるよう
な方がある銘柄は、本数が減つてきてもやはりつ
くらなければいかぬという場合もございましょう
し、あるいはそれよりも絶対量としては多いけれ
ども、この際、販売政策上やめてもいいという場
合もあるかと思いますが、私が監理官になりまし
てから廃止された例はまだございませんですし
て、法的には必要ございせん。

○野上元君　私はその法律的なことを聞いています。企業経営的には、専売公社といえども企業経営をやっているわけですから、マイナスになるような生産計画をやるはずはないし、廃止についても同様だと思う。しかし、いま戸田さんについておるように、いわゆる法律的に、あるいは純理論的に言えば、安いものを全部やめて最も高いものを創設することも可能なんじゃないか、法律

えられるのだが、そういうことがあるからだんだ

ん高いものが専売公社の中のはこの大部分を占めていつている。したがって、一本の平均単価

は、從來から比べるとうんと高くなつてくるの
じやないか、そういう傾向が今後も続くのじやな

いか。かつ、また、実法律的に許されているのではないか。ということになると、戸田委員が心配

しているような事態になるのではないかと、
うに考えるが、大蔵当局としてはどういふふう

○政府委員(前川憲一君) いまたびこ定価法だけ

を論じておりますと、論理上そういうことになるかと思ひます。しかしながら、日本専売公社法第
一条に専売公社の目的というものが規定せられて

おりまして、「日本専売公社は、専売事業の健全にして能率的な実施に当ることを目的とする。」と、こう書いてございます。これの解釈でございませうけれども、健全であるかということはどういうことか、国民の皆さま方のお吸いになりたいたいいう価値段でちょうどいいのをかってにぼんぼんやめて高いものを売りつける、これははなはだ不健全な話でございまして、やはりそういう公社法の第一条の精神に反する。それから、また、世の中には独占禁止法がございまして、私的独占に關してはさような悪らつなことをやってはいけないというようになっております。しかしながら、専売公社は公法上の特殊法人でございまして、独占禁止法の適用外になっております。それだけに、そういうふうな悪らつなことをやってはいけないという、いわば独占禁止法の裏返しみたいなものでございまして、そういう規定もございまして、たばこ定価のきめ方そのものは確かに単純でございませうけれども、いま先生が御危惧になりましたようなことはできないし、むしろ世間がこれを許さない、かように思います。

○野上元君 私にはあなたの良心をここで聞いてもしかたがないので、問題は、戸田さんの言うのは、法律的にそういう抜け穴をつくっておいていいのかということを書いてあるわけで、法律的に規制するようないきなりではないですか。

○政府委員(前川一君) たばこ定価法につきましては、昭和四十年に与野党の皆さま方の御審議も経まして、そうしてでき上ったお法律でございまして、いままでのところ、特に弊害が生じておりません。また、先ほど私が申し上げましたように、日本専売公社法、その他公社の公的な独占機関であるということに基づく制限規定もございまして、これを総合的に運用いたしますれば、そういうふうな抜け穴は出てこない。また、大蔵大臣も監督しておられることとございまして、いま直ちに法規を改定する必要はないと私は思います。

○戸田菊雄君 いまの解釈は、実態については具

体的にあとでお願いいたしますが、長官が時間があまりないそうですから、二点ほどちょっとお伺いしておきたいと思ひます。

企画庁長官は、四十三年度の財政運営について、われわれは俗稱官憲構想と言っておるのであります。その中で、かりにこの物価調整減税を五百億どうしてもやらなければならぬというところになるならば、その五百億円というものはどこから一体出してくるのか、こういうことで、一つは消費者米価の値上げ、一つは国債の削減、一つはたばこの値上げによってまかなう以外はないだろう、こういうことを言っておられるわけですね。これは四十二年の十二月三日の朝日ジャーナルに載つておられるわけですが、この解釈でいきますと、現在この物価調整減税は四十三年度は組まれなかったわけでありまして、たばこ値上げというものは財源上は必要ないんじゃないか、こういうふうにかえるのですけれども、長官の見解はどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) この俗稱の構想を考えましたときに、四十三年度はおそらく財源的に非常に困窮した年だということに思ひまして、それで当然国債は削減しなければいけないわけでございます。それから、それならば所得税の減税というものを一応見送って、それで財源を補てんしたらどうだろう、そういう考え方はないものだろうかというところを一度考えてみたわけでありませうけれども、この点は、しかし、現在の所得税の累進の刻み方が御承知のようなものでございまして、また、百万円までの減税ということを公約もしておられるわけでございますから、物価調整的な意味もあつて、所得税の減税はやはりしたほうがいいと、こういうことになったわけでありまして、そういうことと、国債をふやすというところは、これは絶対にいけないうわけでございますから、その財源をどうやって調達するかということになりまして、そしてたばこであるとか、あるいは間接税であるとか、そういうものの一部を増徴することになつたわけでありまして、私は姿としてはそれでよかつたと思つております。やはり所得税の減税をしな

いでいくということは、これはいずれにいたしましても、勤労意欲にも企業意欲にも関係いたしまし、選択がない種類の税でございまして、国民生活をすぐ圧迫するようになる。そういうことから考えますと、多少の選択の余地があるといううたばことか酒とかいうもののある程度の増徴をして歳入の補てんをするということはやむを得なかつたであらう、そう考へております。

○戸田菊雄君 もう一点だけお伺いしますが、結局たばこ値上げによって大衆課税という方向にいくんじゃないかと思ひますが、その辺の見解はどうですか。

○国務大臣(宮澤喜一君) わが国の税制全体として、直接税と間接税とのウェイトをどうすべきかという問題は、おそらくやはり根本にあるのであらうと思ひます。長期税制を検討しておられる税制調査会なども、おそらくはそういうことをいろいろ研究しておられると思ひます。大衆課税になるかどうかという点については、どういふものを増徴の対象に選び、どういふものを除外するかといったようなことに一番関係があるわけでありまして、また、嗜好品といひましても、その嗜好の程度などにも関係があると思ひます。まあ累進的な課税でないという意味では、それはやはりどうしても一般消費者を対象とするわけでございますから、その人たちの負担が上がる。ことに先般いろいろ御議論のございしますように、所得階層のいかんによつては、そういうものの値上げが持つウェイトが、かなり階層が低ければ大きくならないような問題もございしますから、やはりやりやすきときには相当気をつけてやらなければいけないというところは間違いないことだと思ひます。一般論として、やはり一般消費者に負担になつていくということは、これは否定できないであらうと思ひます。

○戸田菊雄君 ついでですから主税局長に伺ひますが、いま日本に極貧世帯、いわば失格者です、ね、どのくらいおられますか。

○政府委員(吉國二郎君) いわゆる有業者の中で申しますと、先般申し上げておりますように、所得税では約二千七百万ぐらい、住民税では二千万ぐらいというのが大体的な推計でございまして。

○戸田菊雄君 長官にもう一点だけ伺ひますが、日本は非常に社会保障の負担割合が少ないといわれております。欧米諸国においては、少なくとも一三%ないし一五%まで保障される。日本の場合は五%というふうな理解しておられるわけですね。この面からいって、さらに、いま長官も、結論的には大衆課税にならないように注意はしなければいけない、こういうことをおっしゃられました。が、そういう意味合いにおいては、注意しようがしまいが、勢い値上げによって大衆課税という方向が打ち出されて大きな負担を背負うことになるんじゃないかと思ひますが、この社会保障の保障割合ですね、そういうものからいひましても、いまの日本の底辺構造というのは非常に広いわけですから、そういう意味合いにおいては非常に私は大衆負担になつていくというふうにかへるのですけれども、もう一回その辺についてお聞かせを願ひたい。

○国務大臣(宮澤喜一君) わが国では確かに社会保障の負担がまだ低いわけでございますが、これは振替所得そのものも、したがって水準が低いわけでありまして、やはりだんだん両方とも上がつていかなければならぬであらうと思つております。御質問の趣旨は、そういうときにこういう間接税の、あるいは、たばこの価格の増徴をするというところは、それだけよい負担になるではないかと言われることだと思ひますので、まあ、たとへば、かりに売り上げ税といったようなものを議論の対象にいたしますような場合には、もし一率でやればやはり似たようなことになるであらうと思ひます。もし長期的にもう少しわが国で間接税の重みをふやしていくべきであるというところに結果としてはなるであらう。しかし、その歳入をどういうふうに使つか、社会保障的な、

あるいは生活保護的な使い方にそれを財源にして使っていくというようなことも当然あるわけでございます。まあ大衆といわれますときに、ある程度最低生活に心配のないような人々に国費の一部をそういう形で負担してもらおうというものは、これはまあ近代国家、ことに福祉国家といふものを旨とすれば、私はもう当然のことではないだらうか。むしろそういうことをやめて政府の歳出も減らしていくということなら、これはまた別の考え方がございまいしょうと思ひます。福祉国家をつくっていくとすれば、やはりそういう方向になつていくのではないかと思ひます。

○戸田菊雄君 それじゃ前川監理官が先ほど説明されたように、専売公社法第一条によりまして、確かに専売公社は「専売事業の健全にして能率的な実施に当ることを目的とする」、こういうことがあつて、二十九以降そういう具体的な新銘柄がたたくさん出ているわけですよ。だから、この製品が必ずしも現在行なわれてきた生産計画の中には生かされていらないという事実行為も相当あると思ふのですが、そこで、私は専売公社にお伺いするのですけれども、一体、二十九以降どういう新銘柄ができて、その値段は一体どういふふうになつておるかを説明を願ひたい。

○説明員(佐々木庸一君) 初めに戸田先生にお断わりしておきますが、四十年前の段階におきましては、一銘柄ごとに国会の御審議を経て定価を定めておりました。それをお断り申し上げておきたいと思ひます。

二十六年が現在の価格体系の基礎が安定した時期と考へておりますが、それ以降、値段の推移をたどつてみますと、二十九年にピースの値段を上げまして、そのあとまた下げたといふことがございまして、新銘柄として三十一年に「富士」が六十円で発売されました。翌年五十円に値段を下げておりました。三十二年には「いこい」が五十円で発売されました。三十二年には「ホープレギュラー」が十本四十円で発売されてお

ります。三十五年にはハイライトが七十円で発売されております。また、スリーエーが六十円で発売されております。三十六年には葉巻でありましてグロリア、バンドールが発売されております。三十九年にはホープ(ロング)二十本八十円及び「ひびき」二十本六十円というものが発売されております。四十年はピースのロングと称してあります。フィルターつき二十本八十円及びエムエフ二十本七十円で発売されました。四十一年に「やまと」二十本百円、「こはく」同じく二十本百円、同じく「わかば」二十本五十円で発売されております。四十二年度におきましてはハイライトデラックスとルナ、両方とも二十本八十円で、「泉」、これは十二本五十円という値段で発売されております。そのほか「太陽」二十本七十円、シガリのパロマ五本二百円というものが発売されております。

○戸田菊雄君 結局二十九以降、十数銘柄が新しくつくられて新しい値段がついてゐる。確かに四十年前には銘柄も国会議決といふことであつたのであります。四十年以降はそういうことはなくなつてゐるわけですね。そういうことになれば、今後やはり生活様式の変更に伴つて、結果的には多くの新銘柄がつくられ、値段がつけられる、こういうことになると思ふんですね。だから、ここが私はどうも四十年度の改正といふものは非常に問題があつたと思ふのでございまして、そういうことになれば、今後は合法的にやつていくつもりだ、何も国会に議決を求めなくても、そういう方式でどんどんたばこの新陳代謝をやつていくこともいいし、増収対策をやつていくこともいいし、そういう大きな抜け道があるのじゃないか。こういう点について、一体、国民の生活に直接影響をするそういう専売事業、たばこの値上げについてそのままでいいかどうかといふことは、私は非常に疑問に思ふ。その辺についての解釈はどうですか、見解は。

○説明員(牧野誠一君) 先ほど来、高いものを売り出して安いものを押さつけるといふような意味のお話がありましたけれども、あるいはそのお

それがあるということ、ただいまの定価法では一級、二級、三級、紙巻きたばこでいいますとその区分に分かれておりますが、法律の最高限は、現行法でいま一級品が五十円になつておりますけれども、ピースとかホープとかそういうようなもの、これは最高限までいかないうちで発売されております。それから、また、二級品は最高限が三十五円になつておりますが、これはハイライトがその最高限で、それ以下のものもある。それから、三級品もただいま二十五円が最高限でございしますが、それ以下のものもございします。というわけでございまして、それから、また、単価が上がつてまいりましたのは、一級品という、特に高いものがふえたといふことより、むしろ二級品のハイライト、あれが非常にふえて、それで現在四割五分を越してきてゐるわけでございます。全体の売れ行き、その結果、三級品も若干減つてはおりますが、一級品はあまりふえずに、まん中の二級品の銘柄が非常にふえて、その結果単価が上がつてまいりましたけれども、まだ四十二年度の終わりで平均三十五円のところまでいきませんで、三十二円未満のところへ平均単価はいつてゐるわけでございますが、ハイライトの平均単価より下といふことでございます。

それから、また、私も財政専売といふことでございしますが、やはり特殊なものについて消費者に御迷惑をかける、あるいはそれをかかつてやめてしまふといふようなことはやるべきではないといふふうに存じますので、たとえば「朝日」といふような、これは非常に売れ行きは少ないのですけれども、変わった銘柄でございしますから、これは依然として、少数ではありますが、出し続けております。

それから、刻みたばこ、きせるで吸うものでございしますが、これはきわめて少ないものでございしますけれども、やはり出し続けてゐるといふような状態で、私も銘柄を恣意的に動かすといひますか、それよりもむしろ、ただいま紙巻きたばこだけ二十種類以上売つておりますけれども、消

費者は非常に正直でございしますから、値段、品質、包装と見合ひまして、私も売ろうと思つても売れないものはだめなのだ、売れるものは売ります。それで、日本専売公社でいま売つておりますたばこのフィルターの占める割合などは、もう八割近くについてゐるのですが、これはやはり日本人の消費が動くからそういうふうになつていくのだといふふうに思つておりますが、その動向には適応せねばいけないと思ひますが、特に下のものを恣意的に上げていくといふことは、ただいまいろいろ商品計画をやる際に申し合はせてはございしません。

○戸田菊雄君 そうしますと、専売公社の考えとしては、製造たばこ定価法の第一条にいろいろな値段がございしますが、いま説明されたように、当分新銘柄を今後製造する場合でもこれでよろしいといふふうに考へておられるのですか。この値段の範囲内でやつていける、こういうことですね。

○説明員(牧野誠一君) ただいま御審議をお願いしております新しい改正案といふものでたばこの現行法のワケを、少し最高限をそれぞれ引き上げるようにお願いしておりますが、この改正案は案によりまして、当分の間、私もはでさるだけのことをやつてまいりたいと思つております。

ているという姿でございます。まあこれの議論はいろいろございすけれども、基本的には、この酒、たばこというものは、御承知のとおり、製造するといふものと、製造コストというものは非常に低いものでございす。ところが、嗜好品でございすので、これに対する欲望というものは非常に高い。したがって、これを放置をいたしますと製造者は非常な不当な利得を得得するおそれがあり、また、これに生産が集中するという結果が出てまいつたのも過去において幾つか例がございす。また、相当の負担をかけても、実際に消費する値段というものは、ほかの物品に比べて相対的にはあまり高くない。まあこういうことから、古来、また、世界じゅうどこでも、酒、たばこにつきましては、専売という形で製造を管理いたしました。あるいは酒につきましては免許という形で製造を管理し、かつ、高い酒税をかけるというのが実際の姿になってきておると思ひます。そういう意味で申しますと、日本のたばこの負担につきましては、毎々専売監理官から申し上げておりますように、世界的水準から見ても益金率というものは高いほうには属しない、むしろ中くらいのところにあると思ひます。酒の負担もほぼ世界じゅう同じような負担になっているかと思ひます。今回の引き上げにつきましては、これも毎々申し上げておりますけれども、酒とたばこは、さらに日本では揮発油税もそうございすけれども、いわゆる従量税体系をとつておりますために、こういう経済の発展する時代におきましては負担が相対的に減つてまいるといふ事実がございす。たとえば間接税全般の弾性値といふものを三十二年から四十一年平均をとつてみますと、〇・九ぐらいになっておりますけれども、その中で非常に大きなウエートを占めてはいるのは酒は〇・七七、たばこになりますと〇・五六というような数字でございまして、ほかの間接税が従価税をとつてゐるために、消費の拡大に伴つてかなりの高い弾性値を持つてゐるにかかわらず、日本では間接税の弾性値全体としては、酒、たばこ

を通じたものでは〇・九ということでございます。で、全体の国税の弾性値は一・三三ぐらいでございす。これは所得税、法人税とも、直接税の弾性値が大きいものでございす。したがって、従来から直接税の負担を軽減をするという形で税制改正を進めてまいりました結果、現在まで間接税の比率が漸減をいたしておりますが、大体四割程度を保つてきておるというのが事実でございます。今回のたばこの絶対負担という点で御指摘になつたと思ひますけれども、相対的な負担から申し上げますと、毎々これも申し上げておりますけれども、昭和二十九年当時比べて、コストから申しますと五割以上上がつておる。従価税をとつておれば税率の五割以上も上がるはずでございます。逆を税率はコストの分だけ下がつておるという結果にもなつておりますので、そういう意味で負担の均衡をはかる。先ほど申し上げたような間接税の中においても負担が相対的に下がるという点を是正したわけでございすので、絶対的な負担がどうかという問題は、確かに常に問題となることではございすけれども、今回の正と申しておりますのは、従来の負担というものが自然に下がつていくところがある程度にも戻したという意味でございすので、絶対的な負担そのものについては別の問題があるにしても、今回の負担の引き上げはそういう点から生じてくるということをお願いいたします。

○戸田菊雄君 それでは専売公社のほうに伺ひますけれども、数多く銘柄があるわけですが、時間がありませんから、三品目について教へていただきたい。ピースという銘柄を一日一箱吸うということになると税金はどのくらいとられておられますか。それから、ハイライト一箱二十本、それから「富士」、それを一日で吸つたという場合に税金はどのくらいか。一月、一年と、こう計算して、もしできれば……

○説明員(牧野誠一君) ただいまのお尋ねのありました税負担でございますが、実は「富士」というのは少数銘柄なもので、ちよつとまだ計算できておりませんが、一番売れておりますハイライトで申し上げますと、ただいまの現在の価格ですと、一月月いまおしやつたような前提で計算いたしますと、大体千七百七十五円の税負担。それで、一年にしますと一万四千円強にもなるということになるかと思ひます。それが改定になりますと、定価改定後一月月大体千四百五十円の税負担、改定後になりますと一年で約一万七千四百円。それからピースのロングでございますが、これは少し高く出まして、一月月現在の価格で千三百八十五円ぐらいじゃないかと思ひます。一年にしますと一万六千六百円、税負担が。それから、改定後になりますと一月月千九百四十円ぐらい、一年にしますと二万三千二百八十円。それから、ちよつと「富士」が計算ができておらないのですが、かわりにルナというわりあい一級品のたばこがございす。その数字をちよつとかわりに申し上げますと、一月月改定前千四百六十円、それで、改定後にいたしますと二千二百円ぐらい。それで、改定前の一年間の税負担はルナで一万七千六百円、改定後は二万四千円ということになります。

○戸田菊雄君 非常に私は銘柄によつて、ことに大衆必需品といわれる主として労働者等がのむたばこに対しては税率が高くなつてゐると思ひます。すよ、割合がね。これはいま総務理事が説明をされましたけれども、ルナは、私の計算だと一日二十三円四十九銭になつております。だから、あなたは一日の単価は出しませんから、一月月の計算がちよつと私は比較対象できないのですけれども、一月月七百四十四円七十一銭、ルナの場合です。私の計算だと一年間に八千五百七十三円八十五銭。これに対して、ハイライトは一日四十四円六十二銭の負担になる。一月月千二百八十八円六十銭とちよつとあなたの計算と違ふのですが、あなたはいま千七百七十五円、値上げすると千四百五十円と、ちよつと違ふのですが、私の計算ですとそういうことにはなりません。一年間で一万四千八百二十六円三十銭も納めるといふ結果が出てくる。このルナとハイライトを比較した場合には倍以上になつてゐる。あなたの計算ですと、何かルナは改定後は二千円、一月月現行ですと千四百六十円と、ちよつとちよつと計算が違ふんじゃないですか、ルナの場合。私の計算ですと二十三円四十九銭です。さらに一月月、一年といへばそうならないんじゃないですか。

○説明員(牧野誠一君) 一日二十本と見まして、定価を予定しております五月に改定いたしました。とすれば、改定後の益金率と申しますか、それをもとにいたしまして掛け算をして計算したわけなんです……

○戸田菊雄君 まあ時間がありませんから、さらにあとで明確に計算をして御提示を願ひたい。そのように、私の計算ですと、常に大衆嗜好品として多く愛用されてゐるものは非常にこの税負担の割合が多く入つておる。それで、高級品と目されるものは比較的安い。もちろん「新生」などは私は安いと思ひます。しかし、この「新生」については、ほとんど専売公社は生産減量の方向でいつてゐるわけですからね。それで、すべてハイライトなり、最近にできた新銘柄に移行させようというお考えですから、それは多分に違ふんですけれどもね。そういうものは放置したままになつてゐるという私は印象を受けるのです。だから、そういうふうな非常に内容についても私たちは納得のできない諸点が幾つかございす。そういう税負担の、大きく言えば非常に税の公平の原則からはずれてゐるし、そして、また、銘柄ごと、これに極端な貧民層なり、そういう人たちが愛用すると思はれるようなものはその割合が多く税率が含まれてゐる、こういうことではないかと思ひます。ですから、そういう点については非常に私は不都合だと思ひますから、ちよつと問題については十分ひとつ改善の要があると、ちよつとちよつと考えるのですが、その辺はどうですか。

○政府委員(前川憲一君) いま戸田先生御指摘の

点につきまして、一言われわれも努力をいたしておるのだということを申し上げさせていただきます。と思うのでございます。まあ、たばこというのは嗜好品でもございまして、大衆が吸うものでございまして、ほっておきますとこれは中級にございまして、集まるわけなんです。しかし、わが国におきましては、できるだけこの上下の幅を広げたり、また、税負担等につきましても上下の幅を設けるように努力しておるといことを簡単に数字で申し上げさせていただきます。

わが国で一番安い品物にしまして一番高い品物は四・三倍、税金で申しますと六・六倍でございます。ところが、イギリスにおきましては、一番安い品物と一番高い品物の倍率は一・八倍、税金で申しますと二・四倍、フランスで申しますと、これはたまたま両方とも二・六倍になっております。それから、西ドイツで申しますと、値段の差が二・四倍それから税率の差が一・八倍。まあこれから見ても、それは確かに大衆がどなたでも買われるものであり、その所得を調べてから窓口で売るのはございませぬから、その意味におきましては所得税のような応能負担はむずかしいのでございまして、できるだけ価格政策、販売政策の許す範囲内においては値段及び税率の格差をつけるように努力しておる点はまあお買い願いたいと思うわけでございまして。

○説明員(佐々木庸一君) 先ほど高級品のほうの税負担率が低い、低級品のほうの税負担率が高いというお話があったのでございまして、私どものほうの調査いたしております限りにおきましてはそういうふうにはなっていないつもりでございます。四十二年度の補正後のベースで申し上げますと、「こはく」、「やまと」六三%の物品率でございます。ルナは六二・四%でございます。

○戸田菊雄君 別の銘柄でやつたのはどうなるか。ぼくの比較対照したのはルナとハイライトをやつたのだから、それは全体を発表してもらわなければね。

○説明員(佐々木庸一君) ルナは六二・四%、ハイライトは五九・一%ということでございます。

○戸田菊雄君 それじゃ間接税の負担割合について若干質問したい。間接税といつてもたくさんあるわけですけども、たばこの場合の負担割合は幾らで、それから清酒一級、それからビールの場合、ダイヤ、それから毛皮のえり巻き、銀ギツネの場合、乗用車、モーターボート、それらについて税負担の割合はどうなるか。

○政府委員(吉國二郎君) それぞれ従量税、従価税、製造課税、小売り課税等々、課税体系が違っておりますので、最終的な小売りに対する負担割合で申し上げますと、最終的な小売りに対する負担割合で申し上げますと、そうしますと三九・七%ということになりまして、それからビールはやはり七円上がったといまして計算をいたしますと五二・八、それから揮発油税、これはお聞きになりませんが、揮発油税は六一・三、それから物品税でいま御指摘になりましたダイヤモンドは、これは小売リ税二〇%でございますから、小売リ価格から逆算いたしますと一六・七、毛皮のえり巻きも同じでございます。モーターボートは、大型のものは製造四〇%でございますから、これはマージンその他をいろいろ考え直す必要はございまして、一応普通のマージンに考えますと、小売りに対しては約三〇%程度ということになるかと思ひます。たばこは、いまの改定後で総体で申し上げますと、大体六〇・六ぐらいということだと思ひます。

○戸田菊雄君 乗用車は、一五〇〇ccでいいですか。

○政府委員(吉國二郎君) 小型乗用車はいま製造課税は一五%でございますので、小売リ値段で換算をいたしますと一〇%ということでございます。

○戸田菊雄君 いま御発表になったたばこの割合

は六〇・六%負担をするわけですね。ところが、ダイヤは一六・七%、ことに毛皮のえり巻き、銀ギツネのものなどというものは同じ割合になつてゐるのです。こういうダイヤとか毛皮のえり巻きなどというものは、大部分の納税者の大衆には、現在ほしくて無縁のものなんです。こういうたばこに對しては全くの輕微な負担割合しか行なわれていない、それで、生活必需品、大衆品というたばこにつきましては六〇%以上という負担割合をかけてゐる。ビールにおいても酒においても同じであります。こういう、いわば間接税からくる負担割合というものは非常に不公平だと思ふ。こういう点については一体今後どういふふうに検討なさつていきますか、その辺の見解はございませぬか、どうですか。

○政府委員(吉國二郎君) ただいま御指摘のございました点は、先ほど私が申し上げましたとおり、嗜好品に對する課税というものは特殊な意味がございまして、それは一方においては嗜好品に對するいわば社会的な管理という面と、それから、嗜好品であるだけに、財政収入としての面と、いわゆる世界的にも財政物資と稱して専売を行ない、あるいは高い税金を課するということになつておりますので、一般の消費税のバランスとは非常に違つてゐるのが現状でございます。将来の姿はどうなるかという点は、いろいろ考えられる点もございまして、先ほど申し上げましたように、また、一般売り上げ税を採用する国でも、酒、たばこについては、特別税を併課するという形で、むしろその形が残つてゐるというように酒、たばこを考へるといふ時期はなかなか到来しないのではないかと。むしろ酒、たばこの課税というものは、これは基本的に、しかし、先ほど私が申し上げましたように、酒とたばこの持つ特殊性から申しまして、生活に對する影響等を考へながら、やはり特殊な税負担が残つていくのではないだろうか。一例を申し上げますと、御承知のように、先ほど来申し上げてゐるように、ずっとたば

こを据え置いておりました関係で、この十年間に一般の消費支出の中のだばこに對する消費金額といふのは、いたばこを吸うようになっておるにかかわらず、実は五八%に低下しておるわけなんです。つまりほかの消費財に對して、たばこの消費支出は相対的に減つてゐる。それから、価格にいたしましてもずっと据え置かれておるといふこと、また、酒につきましても同じような状況がございまして、もちろんほかの物品の長期的な値上りといふものをこえて税負担をふやしていくのはいいかどうかといふ点は問題があると思ひますけれども、価格現象としてとらえながら、妥當な線で財政の必要な収入もあつていふ点は、この嗜好品課税としては将来も相当期間免れない一つの宿命ではないかと、かように考へておる次第でございます。

○戸田菊雄君 まあ局長にいろいろと説明願つたわけですが、どういふいろいろと説明されても、大衆の生活実感からくるたばこ酒なり、そういうたもの間接税に含まれてゐる税率の割合といふものは非常に高い。きのうかおとといか、ちよつと朝の「おはようかあちゃん」かなんかでやつていましてたばこも、一様にみんな高いんですね。それは何か次官が出ていっていろいろ説明されておつたのですが、何と大蔵省が知恵をしぼつて説明しようが、この点については国民は了承しない、こういうのが私は実感ではないか。ですから、失礼ですけども、どうもこの机上プランといふのは硬直化してどうにもほぐれないという状況、もう少し私は国民の意向なり意思というものと取り組んで、こういう間接税の負担割合についても真剣に考へる時期ではないかと、こういうように考へるのであります、その辺に對する見解は、大臣、どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) いま局長の言いましたように、一般物品税や何かと同じに考へるわけにはいかないという過去からの歴史的ないろいろないきさつを持つておるのが酒、たばこでございます。確かに国民のほうから見れば酒、たばこ

を据え置いておりました関係で、この十年間に一般の消費支出の中のだばこに對する消費金額といふのは、いたばこを吸うようになっておるにかかわらず、実は五八%に低下しておるわけなんです。つまりほかの消費財に對して、たばこの消費支出は相対的に減つてゐる。それから、価格にいたしましてもずっと据え置かれておるといふこと、また、酒につきましても同じような状況がございまして、もちろんほかの物品の長期的な値上りといふものをこえて税負担をふやしていくのはいいかどうかといふ点は問題があると思ひますけれども、価格現象としてとらえながら、妥當な線で財政の必要な収入もあつていふ点は、この嗜好品課税としては将来も相当期間免れない一つの宿命ではないかと、かように考へておる次第でございます。

は高いということは間違いないが、昔からこれだけは別に財政収入の面から、また、嗜好品管理という面から、酒、たばこは特別にこれは高い税金をかけるということを諸外国でも何でもやってきたのがいままでのごときでございます。したがって、これは昔から本来高くするよう

に税をかけてきたという品物でございますので、一般とこれを区別して考えなければ、酒、たばこの高い理屈というものはつかないんじゃないかというふうに考えております。

○戸田菊雄君 間接税のその高額の所得者、二百万でけつこうです。二百万以上の負担割合と以下の負担割合というのはどういうふうになっておりますか。

○政府委員(吉田二郎君) この間接税の負担がどうなっているかという点でございますが、実は私も三十二年ごろから学者の方に集まっていたでございます。いろいろの実態研究をやったのでございますが、何と申しまして、所得税と違ひまして、所得階級をつかまればすぐ出るといふ問題ではございませんので、実は総理府の家計調査の原票を拾い上げまして、実はいろいろの努力はしております。しかし、実際やってみますと、第一に酒、たばこというのは家計費支出の中の出現率というものは非常に低うございまして、たばこでございまして二・三％程度、酒でございまして二・九％程度しか、家計調査を総集した結果、生産量に対してそれだけしか出てこないというふうな問題もございまして、それから、物品税等につきましても、物品の購入額が出ておりますけれども、課税最低限の上か下かというところは、これがわからないのでございまして、課税物品であるかどうかはわからない。いろいろ障害がございまして、いろいろの仮定をしております。まづ、正確なやり方で酒でいろいろやってみますと、大体二百万、そこで、実は非常に不自然な数字ではございまして、推計をやったものがございまして、それによりまして、これは月別収入金額で、

階級でやったわけでございまして、一番大きいところの階級が、いまの家計調査で月十二万になつております。ここに間接税の総体の負担が、金額で申し上げますと、十二万のところは千四百四十五円、したがって、所得に対しては約一％の負担、それから、小さいほうで申し上げますと、月消費支出四万円ぐらいのところでは千四百四十五円、これが七百二十円ということになってございまして、間接税の負担は一・七六。もつと小さい三万円のところになりますと、こゝでも六百四十二円という実績になります。二・一四という推計になつております。これはただ、いま申し上げましたように、出現率が悪いとか、そういう要素がございまして、実は私も十年近くやっておりますけれども、まだ公表するに至らない自信のない数字ではございまして、世界的にも学者がずいぶんいろいろやっておりますけれども、最終的に間接税の負担をしっかりとつかんだ学者というものはないのでございまして、マスグループがアメリカでやりましたものも、自分で公表するほどのものではないといふことを言っているくらいで、なかなかこれはむずかしい問題でございまして、今後とも努力してまいりたい、かように考えます。

○戸田菊雄君 一応国会統計提要に、直接税と間接税の二十九年度以降、四十二年までの割合は大ざっぱに出てくるのですが、私が質問したような内容については、資料を探したのですが、ないですね。ですから、私は、ほんとうに間接税の税率割合をきめていくような場合には、そういう統計があつて初めて妥当な税制といふものができていくのだと思ふですね。いろいろ困難でございますけれども、非常に苦勞なされるでしょうけれども、やはりこれは国民のためですから、ぜひひとつ近い将来に向けてその作業といふものを遂行していただきたい、そういうことになれば、非常に国民としてもどのようにとられてゐるか、こういうことで内容はわかるわけですから、ぜひその点は要望しておきたいと思ふのですが、そこで問題は、大ざっぱな私の調査ですけれども、戦前の場

合ですと、一千万以上の高額所得者の場合です。ね、間接税の負担割合は約五〇％です。それを負担しているわけですね。ところが、四十一年度の申告所得で、これははなはだ失礼でありますけれども、個人名を出しまして、松下さんが五億二千六百万の申告をやられておる。こういう高額所得者、それから、いま御指摘になられたように、月給四万円ぐらいの所得者であつても、あるいは失格者であつても、間接税の負担割合といふものは全部同一にされておる。ここに私はやはり間接税の税制そのものにやっぱ矛盾がある、こういうふうに考えるのでけれども、こういう矛盾に対して、大蔵大臣、今後検討する意はございませうか、どうですか。

○政府委員(吉田二郎君) 数字的な点だけ申し上げておきたいと思ひますが、間接税がどうしても所得に逆進的な負担になるというところは、これは事実でございまして、したがって、理想的なことを申せば、所得に比例する税だけをとればいい、単一税論といふものもございまして、何と申しまして、実際の執行上その他の問題でそれは困難でございまして、間接税にある程度依存するのはいままでの姿でございまして、間接税に對しての依存度を見ますと、アメリカが一・四％、フランスが一・六・八％といふようなことになっております。そういう点では、しかも、日本の国内におきましても、昭和三十年ごろは直接税と間接税の率は約四五〇対五〇でございまして、いまは四〇対六〇、直接税が六〇になつております。そういう姿で申しますと、世界的に申し上げますと、アメリカが約八五が直接税、イギリスが五七、八、ドイツが五〇対五〇ぐらい、フランスが

すので、日本としては、税制としては直接税の負担は、毎年毎年なりながらも、だんだんと間接税が減つてきているという実状でございまして、そういう意味合いで申し上げますと、体系的に申し上げますと、日本の間接税はほかの国に比べると、相対的には少ないといふことが言えるかと思ひつてございまして。

○国務大臣(水田三喜男君) 間接税はむしろ大衆課税であり、逆進性を持ったものでございまして、そうかといつて、この税のあり方が直接税に偏するほうがいかどうかといふことについては、私はやはり問題だと考えております。長期税制のあり方として、いまの間接税と直接税の割合がどの程度であつたらいいかと、あるいは間接税を高級消費財にだけかける物品税的なものがないのか、そうでなく、やはり広く国民に負担してもらう間接税であつてもいいのではないかと、いふような点についての検討を長期税制の見地からいま調査会にしておりますが、私は、間接税がいけないといふことは、やはり国民の所得水準に關すること、国民の所得水準の低いときには、間接税がかかり過ぎるというところは最低生活をも圧迫することになりますので、いけません。国民の所得水準が高くなるようになりまして、それから、やはり一定の間接税を、そうして今度は高額所得者に対する累進的な直接税をたくみに組み入れて行なわれるならそのような税制がいいのではないかと、いふことを考へておつて、税制調査会に御調査を願つておるところでございまして、その結論が出ておりません。

○戸田菊雄君 直接税と間接税といふ考えけれども、間接税自体の矛盾についてはどう考えますか、その点だけを。

○国務大臣(水田三喜男君) ですから、国民の所得水準が上がつたら、間接税といふものはそんなに悪い税金じゃない、そういうふうな思ひます。

○戸田菊雄君 専売公社としては、従来たばこの定価はあまり改定していないのであつて、値上げされていらないといふようなことを再々聞いておるので

すが、三十一年のたばこ十本当たりの平均単価は一体どのくらいで、その後の四十二年までにどんな上昇をして、一体どういふふうになっているかということをお願いしたい。

○説明員(牧野誠一君) 十本当たりの単価にいたしますと、たしかに三十一一年とお話だったかと思いますが、そのときは平均二十二円八十二銭でございます。その後少しづつ上がってまいりまして、四十一年で三十三円三十八銭、それから、今度の定価改定後は三十六円八十四銭を予定しております。それで、四十三年は、ただいまの案では一カ月だけ古い現行の定価でまいりますので、その分を平均いたしますと、予算の形としては四十三年は三十五円九十三銭ということにいたしております。

○戸田菊雄君 いまおっしゃられましたように、確かに十本当たりの単価は三十一年以降ずっと上がっているのです。じゃ三十一年の十本二十円、「新生」それから二十五円の「いこい」、十五円の「新生」、これは当時の全販売数量から見て、販売数量の割合はどういうふうになっておりますか。

○説明員(牧野誠一君) 三十一年当時「新生」が三百九十三億本でございます。

○戸田菊雄君 割合についてどの程度ですか、全販売数量の。

○説明員(佐々木庸一君) 「新生」の割合は三八%でございます。パットは四・四%でございます。「いこい」は二五・九%でございます。

○戸田菊雄君 そのように十本当たり単価二十五円以下のたばこが全販売数量の八〇%程度を當時占めておいて、その後銘柄をいろいろ新設をしてつくり上げてきて、こういうものは極度に生産を減量して、あまり店頭に出さないようにしたのは間違いないと思いますが、これから聞いてきますが、現在ホープ四十円ですけれども、三十五年のハイライト、当時十本単価にしてこれは三十五円であつたと思ひます。「どうきよう64」、現在の「こはく」ですね、これは三十九年五十円、ロングピースが四十円、「ひびき」三十円、こういうことになってまいっていると思ひますが、これらの各銘柄の全販売数量に対する販売割合はどうなっておりますか、合計でけっこうです。

○説明員(佐々木庸一君) 御指摘のありました分は一級品と見てよろしいかと思ひますので、四十一年決算の出ましたところでの「こはく」、「やまと」、ホープ・ロング、ホープ・レギュラー、ピース・ロング、ピース・レギュラー、その他一級品の占めますウエイトは千分の百四十二、十四・二%でございます。

○戸田菊雄君 時間がありませぬから、昭和三十一年當時はいわゆる「新生」とか「いこい」とかパットというものは全販売数量の八〇%を占めておつたのです。いまの統計でいきますと十本の単価で二十五円以下ですよ、こういう状況にあらた。ところが、最近、いまちよつとお伺いしましたけれども、ホープしか言ひませぬけれども、昭和三十一年にホープができたわけですね。ハイライト三十五年、「どうきよう64」、「こはく」が三十九年にできておる。昨年のロングピースなりエムエフなり、「わかば」、「やまと」なり、こういうものが追加されてどんどんつくられた。こういったいわば大衆品が三十一年以降変わった。その変わったものの全販売数量というものは七二%に到達しているのですよ。こういうことになつてきておる。だから、私は、この辺に、当初お伺ひしたように、新銘柄をつくることによって実質的にたばこが値上げされているし、大衆必需品と

しての嗜好品が、おのずから望む国民の意思によつて変わるのではなくて、専売公社の営業政策として意識的に変えられていっている。そういうことは一体妥当なかどうかということなんです。が、總裁、この点どうですか。

○説明員(東海林武雄君) どうもその問題は、専売公社といたしましては意識的に安いものを出さないということはないのでございまして、ハイライトが、出している当時から推移を見ますと現在四五%になっておりますけれども、それが好ましいということではハイライトを出しているのであつて、パットが現に一%をおそらく割っているんじゃないかと思ひますが、これはパットを売りたいというわけじゃないので、実際の需要がないというふうにお考え願ひたいと思ひますのであります。

○戸田菊雄君 どうも私は納得いかないのですよ。「新生」とか「いこい」とかパットとか、三十一年當時は非常に大衆から愛されて、それが多く消費されておつた。ところが、新銘柄を立てて、今度はそれ以降はどんどん変えてきている。言わせば、生活の都合が引き上がったのだから、たばこのほうも何か改良して、特に最近ではたばこ健康という問題が非常に問題になっておる、そういうところからフィルターつくたばこが製造される。なぜ「いこい」とか「新生」にフィルターをつけて、そして同値段で売らないのですか。専売公社はパットとか「新生」に対してフィルターをつけようとしなないのじゃないですか。できないことではないんじゃないですか。どうしてそういう政策になるんですか、それはどうですか。

○説明員(東海林武雄君) お説のとおりでございまして、先ほどの問題になりますけれども、「新生」なんかずっと毎年下降線をたどつておるのであります。これが現在二百億本程度になりましたけれども、ずっとグラフでござらん願うと毎年毎年減っている。それが意識的に減らしたのではなく減っているんだと、こういうことなんです。が、いまの下級品にフィルターをつける問題につきましては、今度の値段が改定になりますと、新しい商品として「新生」と同程度のもの、つまり五十円のフィルターつきのものをいま発売しようとして準備しております。順次そういうふうなことに移行してまいりたいと思ひます。

○戸田菊雄君 納得できませんけれども、時間の関係がありますから前に進めたいと思ひますが、この前が党の野上委員がいろいろと質問されて、益金率と益金額の問題が非常に問題になっておりますが、益金率については、この前の説明では了承はしませんが、この益金額について、三十二年以降、四十二年までの額の推移状況について御説明願ひます。

○説明員(佐々木庸一君) 専売納付金、たばこ消費税及び公社の一応留保になりましたものを含めまして、総利益で申し上げますと、三十一年度は千五百五十九億七千万円でございます。以下、順次年次を追つて申し上げますと、三十二年が千六百五十四億七千万円、三十三年が千七百五十五億六千七百七十七万、三十四年が千八百五十五億九千八百萬、三十五年は二千二百十二億三千二百萬、三十六年は二千三百四十六億一千六百萬でございます。三十七年は二千四百九十一億五千四百萬、次が二千六百四十一億二千三百萬、次が二千八百三十二億七千六百萬、四十年は三千二百二十三億一千八百萬、四十一年が三千三百八十九億二千五百萬、これまでもが決算で出た数字でございます。

○戸田菊雄君 益金率においては、この前の説明ですと五七%ないし六〇%ですか、こゝまで下がつた。しかし、いま説明を受けたように、益金額については確実に毎年度ふえてきているんじゃないですか。その辺の関連はどうですか。

○政府委員(前川憲一君) いま戸田先生御指摘のように、益金額でも売り上げ額でも伸びておりま

○戸田菊雄君 私は、その結果いまあなたがおっしゃられたように、GNPの割合から見てこういう割合になっているというようなことを説明されるわけですけれども、それは結局国民総生産が伸びて消費の面が下がっていくということ、国民がそれだけ生活にゆとりを持つということになるのです。そのことが一体なぜ悪いのかということなんです。なぜ悪いのか。益金率に確かに下がっておるけれども、逆に益金額は毎年上昇している、御存じのように。そうして、なおかつ、益金率の割合ばかり主張されるのですけれども、割合がこうなっているから、結果的に、あなたの方の考え方からいけば、当然たばこは値上げしなければいけない、こういう論法は私はないと思うのです。過日の国会においても、佐藤総理は、たばこは値上げしないのだ、これは大蔵大臣も、そういう趣旨のことを言われておったと思うのですが、値上げをしないのだから、その分だけ国民に減税を受けていることになる、こういう言い方を

○政府委員(前川憲一君) それはどの程度上上げるのかというの、そのときの、先ほどから主税局長が申ししておりますような税体系全体のバランス、あるいはそのときの財政、予算編成全体の考え方、いろいろな要素があると思うのでございませうけれども、いままあ間接税等の中で占める割合、これは先般野上先生にもたびたび申し上げましたこととでございますけれども、間接税等の中で酒の税金の占める割合が大体二四％前後で安定しておるわけでございます。それはわりあいビールが伸びたりいろいろ消費が伸びておるわけでは、ところが、たばこのほうはそれが三十一年には、二八・一％であつたわけですが、それが、それが約十一年後の四十二年では一七・五％まで落ちて

おります。一挙にといいわけにいかぬだらうけれども、われわれもがんばろう、こういうわけでございませぬが、まあこれを一八、九％ぐらいのところまで戻さしていただきたい。これは何ら絶対的な基準はないので、まあ多少そういう手直しをさせていただきたい、こういう程度のことでございます。絶対的な基準はございません。

○戸田菊雄君 何と説明されても了解できないのです、その点はね。益金率下がった下がったとあなたは主張されるのだけれども、益金額においては依然として上昇しているのです。政府の政策からいけば、減税政策をとりますというのが基本方針で、これが国民との公約です。ですから、それであつてなぜ一体引き上げなければいけないのか、この疑問はいまの回答では私は解明できないと思う。

○政府委員(前川憲一君) まあそれはなかなかむずかしい問題でございます……。

○戸田菊雄君 それはごまかすからそういうこと

になる。

○政府委員(前川憲一君) いや、ごまかしておりません。ごまかしておられるわけでもない、ごまかしがたいものではないかと申す。上げのほうは、どうもいろいろと、いろいろなことにならざるを得ない、ということになる。問題は、できるだけ最小限度にとどめさせていたただきたいのだと、それから、また、過去において、たとえば三十二年二・八％も占めておりましたことの割合をもしきつと続けようとするならば、過去においてもかなり値上げをしなければならなかったであろうと、これは過去の仮定の問題でございしますが、しかし、まあ、いままでずっとがまんをしてまいったということは、裏からいえばそれだけ減税になっておったということも言えるのではないかと思います。

○戸田菊雄君　じゃもう一点聞きますが、三十二年と四十二年度の比較でGNPの水準、上昇割合はどうなっておりますか。倍率は何倍か、端的に。

○政府委員(前川豊一君) ちよつといま倍率を税は計算したのがございませんので、実績で申しますと、当時の、これはGNPじゃなくて、ネットのナショナルインカムでございますが、七兆八千八百億ぐらいでございますが、四十二年が三十三兆九千五百億でございます。

○戸田菊雄君　そうすると、片方は五倍になっているから、益金額のほうは二倍じゃ不足だ、こういうわけですか。

○政府委員(前川憲一君) まあそこまではつきりした考えはございませんが、それと完全にパラレルでなければならぬと私は考えておりません。それはやはり財政収入の中で占めるたばこの割合が、そんなにがんばらなくてもいいほうがよいと思います。ですから、完全にパラレルであるとうふうには考えておりません。

○政府委員(吉國二郎君) ただいま御指摘ございました点でございますけれども、三十一年の国、地方を合わせた税収と申しますものが一兆五千三

百億、四十三年度の今度の地方税を推計で加えますと七兆四千億。これは税収が約五倍になっておるわけでございます。その中で、専売益金並びに消費税を加えた額が、ただいま御指摘がございましたように、非常に下がっている。その下がっているということは、もちろん消費が相対的に変わってきているという面がございますので、それを直ちに不足だということには行き過ぎだと思いませんけれども、先般来申し上げておりますように、間接税の課税体系といたしますと、従価税というのが大体間接税としては本来の姿でございますが、酒、たばこのような大量の商品で、課税技術から申しますと従量税体系をとったほうが非常に容易であるということで、昔から従量税をとっていたものは、最近のような所得、物価の動きがございまして、税率がどうしても相対的に下がる。たとえば十年前、百円のものに対して十円の税をかけておった。ところが、百円のが二百円になったといたしましても、従量税でございますと、税率を変えないと十円のままでございますから、従来一割であった従価税率は五％に引き下げられた結果になってしまふ。もちろん先生おっしゃるように、そのときとして五％が正しいという判断であれば、これはいいわけでございますけれども、知らないうちに毎年毎年それが下がってきているという従価税と従量税の差異という問題、その結果が相当影響して、専売益金なり酒税の税収に占める割合が相対的に落ちておるといたしますと、全体の価税体系といたしましては、従価税をとっているものと同じということは言えないにいたしましても、従価税をとっていた場合を想定した場合に、近い負担というものをある程度考えて、五年なり十年の間にそれを是正していくということが必要なことは、これは当然だと思うので、去年登録印紙税というのをやっていただいたように、あの登録印紙税の手数料のように、三倍、四倍引き上げたものもございまして、これは十年も置いておきました、それと同じ問題が、酒、たばこの従量税率のものについてはあるわけ

でございますから、その点を是正しよう。ただ、その場合に、税制調査会でも言っておりますけれども、負担の割合が下がったからむやみやたらに上げるといふことではないので、ほかの税とのバランスをとる場合、必要であれば、そこにまず財源があるはずだといふことだと思ふのであります。たとへば所得税でよく御指摘になりますように、物価が上がれば物価調整減税が必要だといふことがあつたらば、同じことから、商品も減税額といふものを是正する必要も一方にある。これが税制調査会のとつた立場でございます。税制調査会を去る年もやるべきだと言つておられますが、去年は財政事情その他で、そこまで無理しなくてもいいといふことでやんなつたわけでございますけれども、やはり原則的なものはむしろ従来からあつた、それをどの程度がいいかという問題を今回御審議されている、程度を。政府としては、とりあえず減税による減収と、増税による増収を同じ程度にとどめようといふことでございましたのでこの程度になつた、かように御理解願ひたいと思ひます。

○戸田菊雄君 時間があまりありませんので、いまの局長の説明はわからないわけではないけれども、しかし、いずれにしても、今回のたばこの値上げについては、先ほど総裁にもちよつと伺つたのですけれども、昨年までは大蔵大臣も反対であつた、そういうことはやらないほうがいいと。総裁もそういうことであつた。同じような歩調で来たわけですが、それが突然四十三年度の予算編成に際して、財政硬化化を名目にして、今度どうしても財政を確保する必要があると、こういう立場からやられたわけだと思ふけれども、それが結局たばこに先についた、こういうことで、いままで歴代内閣で、少なくとも、酒やたばこと一緒に軒並みに全部上げちゃえといふことはなかったと私は思うのですけれども、そういう意味合いにおいては、きわめて私は、国民に約束の中ではりつぱなことを言われるが、それは全く事実とは相違している、こういうふうに見える。したがつて、そういういわば

物価抑制策からいつても、政府は抑制しなければいけない。こういう値上げを通じて、実は物価上昇にも相当影響を与える、こういうことになるのでありますから、そういう意味合いにおいては、全然言つていふことと實際行なつていふものの政治行為といふものは違つて、こういうように私は考えるのであります。大蔵大臣は一体その辺の見解はどうお持ちになつておられるのですか。

○國務大臣(水田三喜男君) いま局長が言いましたように、酒、たばこの値上げといふようなものはいま始まつたものではございませんで、税理論からいひまして、もう過去の税制調査会におきましても数度の勧告を受けておるといふ問題でございます。昨年の予算編成のときにこの問題が出ましたが、あのときは、私は、おしやられるとおり、反対いたしました。といふのは、やはりあなたのおしやられるような考えから、これは相対的に税負担が下がつたことではございません、非常なことにいふことじやないかといふような考えから去年は反対しましたが、それは財政政策としてそこまで追られていくなかつたといふ事情もあつたからだと思ひますが、本年度になりますと、御承知のように、やはり国際収支の均衡回復といふことが本年度予算の編成の中心課題といふことになつてまいりますといふこと、財政政策として減税に対する態度をどうするかといふことは当然問題になります。が、いつも説明しておりますように、国際収支の悪い英米諸国、ドイツもそうでございますが、大きい増税を迫られておるといふことでございまして、日本は幸ひにしてそこまでの財政悪化にはなつていない。したがつて、実質減税をとにかくする年ではないといふところにとどめたい、かくして減税を犠牲にした分だけの公債の削減に充てるというのが私どもの方針でございました。ですから、さつき宮澤さんが言ひましたように、そういう考え方がくるならこそし税制をさわるぬほうがいい。所得税もさわるなら、税制は去年のままとすることにしようの一番フィスカルポリ・シーから見たらいいんじゃないかといふ意見

も政府の中で出たことは確かですが、しかし、私どもはそうじやなくて、低額所得者に対する必要上、どうして所得税の減税はすべきだといふことで、これはやるといふ方針を立てますと、その財政収入は何によつて埋めるかといふ問題になります。いふと、今度は従来のいろいろな税を増税といふ形でやるのか、そうじやなくて、それだけの充足なら、税制調査会が税理論としていわれていふように、所得税のそういう調整をやるとするなら、それに対応したものとしては、昭和二十六年から今日まで据え置かれていたといふようなたばこ——いま考えると、あのときにはあの値段でたばこといふものは非常に高いものだったと私は思つております。国民所得の水準が上がつてきて、現在から見ると確かに相対的には下がつていくといふ以上は、まずその調整といふようなことからやるのが妥当な行き方じやないかといふことでこの問題に取りかかりましたら、これだけで、ほかの税に触れなくても、今年度の所得税の調整分この穴埋めはできるといふことになりましたので、今回はこの問題にとどめたといふことでございまして、他のいかなる税をいじつてここで増税的なことをするかと申しますといふと、すでに過去から高い税を払つておるのを、いま相対的に下がつてきたといふものの一部調整といふことで済むなら、このほうが合理的といふのが私どもの考え方でございます。

○戸田菊雄君 最後に、今回定価改正をやつて引き上げた場合、今後の販売量の見通しは、一体減少するのか、それとも、また順調に現行の線をたどつていくのか、あるいはふえていくのか、この辺の見通しはどういう見通しを持つておられるのですか。

それから、もう一つは、かりに減少したといふような場合において、生産計画、あるいは雇用計画、原料計画、こういうものは一体修正の必要はないのかあるのか、もしあるとすれば、一体どういふところが主要な点であるのか、この辺について最後にお聞かせいただきたい。

○説明員(東海林武雄君) 普通の値上げをしない場合の四十三年度の販売数量見込みといふのは大体二千五百億本と考へております。それで、値上げによつてこの数量がどう変わるかといふことになりまして、実はこれは全面的な値段の改正といふのはもう三十年ぶりでございますから、私としてももちろん経験はございません、どの程度の推移があるかわかりませんけれども、大体二千三百億、四十七億本の減といふことに予算を組んでおります。したがつて、いまのほかの原料とか材料とか、それに適応したものを一応組んでございまして、大きな変化はなからう。その間におきまして販売努力と申しますか、そういうものは先ほど申し上げましたような新しい製品を出していくといふことで、できるだけひとつ埋めてみたい、かように考へております。

○戸田菊雄君 まあそれじやその辺の見当をつけているので、その減少するとか何とかがいふことは無理でしょうから、その辺でとどめてもらつていふことになるでしょうが、結局それは推測ですからね。極端に減少した、たとえば二十九年のピーク引き上げのような事態にかりになつた、こういうような場合については、明らかに雇用関係とか、あるいは生産計画といふものは変更せざるを得ないと思ふのですが、その場合に、雇用関係について、私の聞いておるところでは、労働者も一千四百名見当の削減を必要とするとか、あるいは薬たばこの耕作者の減反を進めていかなければいけないだらうとか、こういうようなことが取りざたされているが、一体、かりに減少した場合、そういう事態といふものは考へておられるのですか、どうですか。

○説明員(東海林武雄君) その問題につきましては、非常に減つた場合——特殊なものが減るといふことでなくて、全体として減つた場合、二千三億と予定してありますけれども、それがそういうふうにはいかない場合が出るといふことを考へないきやならない問題が出てくると思ひますが、いま

のところ、その問題は考えておりません。

○田中善美子君 ちよっと関連で一つだけ。

いまの点でございませうけれども、実は十二月にまだたばこ値上げが決定しなかつたときに、私は物価対策特別委員会というところでお尋ねしたのですが、その当時と少し事情が変わつていますし、それから、数字も変わつてきていると思うのです。それで、このごろ、今回の値上げによつてたばこの値上げ率は一九%だと普通にいわれているけれども、専売公社の出された資料では一%というふうな説明をしていらつしやるのです。それは四十二年のこのまでの定価で四十三年の十本当たり平均単価を出すと三十二円四十五銭である。それで、いままでどおりの銘柄別販売割合で見ると一%値上げになるけれども、しかし、需要が変動するから、だから実際は三十五円九十三銭になるというふうな計算を出していらつしやる。そうすると値上げ率は一%、まあ値上げ率をなると低く宣伝していらつしやると思うのですが、その需要の変動というのは定価改定によつてどんなふうに変動していつて、それでこういう値段が出てくるのですかということ、それから、それによつて、いま戸田さんがおつしやいました、販売の伸び率というのは変わつてくると思うのです。販売の伸び率は、やはり四十三年度大体幾らというのを出していらつしやるはずだと思ふのです。その伸び率は、前に専売公社の中で中期計画というふうな販売の計画を出しになつたときには、一四%の値上げだった場合には、職員を製造関係のほうで千五百何十人整理しなければならぬというふうな数字が上がつていたと思ふのです。それと関係してきますので、もう少しはつきりこのところを説明していただきたい。

○説明員(牧野誠一君) ただいまの販売数量の見通しでございませうが、これは値段が上がりまうと、やはり販売数量全体として、上がらない場合に比べまして、やはりどうしても減る。それで、まあその見通しのしかたはなかなかむずかしいと存

じますけれども、私どもも最近値上げをした経験もございませうので、いろいろ昔の資料や、それから外国の値上げの資料をいろいろ取りそろえまして、結局昭和十一年、大東亜戦争の始まるしばらく前、このときに日本で一斉に値上げをいたしましたときの資料、これをもとにいたしまして、大体一%価格を上げますと〇・二五%減るというふうな数字が出てまいります。こういうふうなものを使ひまして、平生数量がこのところ六%前後毎年伸びております。それで六%割る年がここ

のところ多いわけでございます。それに対して〇・二五%減るといふふうに見たわけでありまして、それから、銘柄別につきましては、どうしても高いものから安いものに移る、これもやはり昭和十一年のときに、たとえばチェリーというのがございまして、これが上がると、そうすると、そのときに「光」というのを前のチェリーと同じ値段で出すと、そうすると「光」が売れて、チェリーから「光」へかなり移つていく、そういう割合がいろいろございませう。それから、また、ゴールデンバットへその当時は移つていったという、そういうのを大体いまの価格群と申しますか、別に並べてみまして、これには大体チェリーが対応するとか、これには「光」が対応しておるとかというふうなことをやつてみまして、それで銘柄が落ち込むのを見る。それから、また、先ほど東海林總裁が申し上げましたけれども、新しい十本当たり二十五円、二十本にいたしますと五十円になる新しい製品、フィルターつきの新しい製品を出す。そうすると、それはいまの銘柄で価格が引き上げられて売られたのよりはる程度余分にそちらのほうで売れるのじやないかというふうな見通しをいろいろ組み合わせて、それで、当初定価改定を予定しなかつたとき二十五円本予定したのを二千三百本というふうな計画を変えたわけでございます。

それから、以前長期計画を立てましたときに、いろいろ人数がどういふふうになるというふうな計算、これはいろいろございませうですが、とこ

ろが、なかなか今度の定価改定に伴ひまして、昭和四十三年、本年度については、ただいま申し上げましたように、二千三百本と予定いたしました、この程度では人をどうというほどの影響はないが、いと判断しておりますし、それから、そのあとどうなるかということにつきましては、私どもも定価改定が、この案が通りまして実行できる運びになりましたら、五月一日以降、銘柄別にどう動か、あるいは数量全体としてどう動くかということ迅速にとらえまして、それで将来の見通しというものを立ててまいりたいというふうな考えでおります。

○戸田菊雄君 じゃこれで終わりますけれども、そうしますと、先ほどの總裁の回答によりますると、現行の見通しでは、引き上げ後もこの販売量というものは減少するといふ考えは持つておられないから、四十一年の長期計画策定案の中間検討案ですね、それらによつていろいろ取りざたされていく要員の削減であるとか減反の問題であるとか、こういう心配はしなくてもよろしい、こういう見通しでいいんです、そういうことですね。それはじゃひとつ總裁と大蔵大臣から御回答願つて終わりたいと思ひます。

○説明員(佐々木庸一君) 公社が、三十六年以來、長期計画というものを立てて、設備投資並びに人員補充をやつてまいつたのでございませうが、当初以降、かなり強気の需要増を見込みまして計画を立ててまいりました。最近需要が、充足状態と申しますか、だんだん飽和状態に近づいてまいりましたので、強気の需要増を期待することはいやが悪いのではないかと、値上げ以前の問

題がございませう。したがって、強気の需要増の見込みのもとに立てましたいろいろな充員計画なり作付計画なり設備投資計画なりといふものを、その後逐次手直しをしてまいつておる次第でございませう。その手直しの過程における値上げの問題でございませうので、前の計画から比ますという、現在持つております計画は押えたものであるといふことをひとつ御承知おき願ひたいと思

います。現在の定価値上げをしましませんでしたときの平均五、六%の伸び率というのに對しまして、値上げ後の伸び率はかなり落ちるのではないかと、その落ちる期間がどのくらい続くか、ないしは、需要が落ちて、もう需要曲線と申しますか、そういうもののカーブも下のほうに移行したりして、角度が違つてきたりすると、どういふことになるか、それらの点をよく見きわめて今後の計画を詰めてみたいと思つてゐるところでございませう。

○戸田菊雄君 そういう答弁ではどうも私は納得いきかねるのです。ここへきて、最後の詰めに何か数字的な見通しを説明して、何か自信のないやうな、そういうことでは困るから、一体そういうものについて心配しなくてもいいかどうかというのを私は結論として聞いてゐるのです。心配しなくてもいいんでしようと言ふんです、私は、そうなんですよ。何かいろいろなまたずつと先のほうに戻つて、同じような出発点に立つて議論するのじや、私もとてもその答弁ではだめです。私は心配しなくてもいいのかどうかということなんです、端的に。

○説明員(東海林武雄君) 四十三年度だけに限つて申し上げますという、雇用の問題、それから耕作の問題については、これは変わりません。ただし、その先になりますという、変化に應じた対策を考えざるを得ないかと思ひますが、四十三年度に限りましては、たいした変わりはない、こ

う申し上げるのでございませう。

○戸田菊雄君 二十九年のピーク引き上げのときは、引き上げ直後にああいう現象が起きているのです。ですから、私も、今回は定価全体を変えていくわけですから、そういう現象があるとすれば、私は直後に起きてくるんじゃないかという気がしますが、だから、四十三年度だけは、まあ總裁の言からいけば、これは保証するということになるでしょう。それ以後はわからぬということ、どうもやっぱり四十二年長期策定計画に私は固執してゐるんじゃないか、中期検討案に固執して

るんじゃないか、こういうように考えるのです
が、四十三年度が乗り切れるなら、四十四年、四
十五年というものは、やはり順調に伸びるんじや
ないでしょうか、どうでしょうか。いまの答弁で
す、どうもやはり改定はしたけれど、長期的
には見通しはきわめて不安だということになっ
てざるを得ないようになる、これは。

○説明員(東海林武雄君) それはそうなると思
います。四十三年度やってみまさんと、これは私
らも経験いたしませんし、先生方もこれは推定で
こうなるだろうとおっしゃるのでしようけれど
も、それが少し先にいきまさんと見通しが立たな
いから、私はその点ははっきり申し上げられな
い、こう言っているわけです。

○戸田菊雄君 大臣、どうですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 公社としては非常に
責任がありますから、慎重な答弁をしているよう
でございまして、そういうしわ寄せをさせないで
済むことというふうに私のほうは考えておりま
す。

○委員長(青柳秀夫君) 午後一時四十分再開する
こととし、それまで休憩いたします。

午後一時二分休憩

午後一時四十九分開会

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会
を再開いたします。

休憩前に引き続き、二法案に対する質疑を行な
います。御質疑のおありの方は、順次御発言を願
います。

○瓜生清君 大蔵大臣にお尋ねしますが、今後一
千億円の国債を減額するという措置をとられたわ
けですが、その問題については、われわれ野党側
としては、前々から国債を発行すべきではないと
いう立場をとっておいた観点からすればいいこと
だと思ふのですが、福田さんが大蔵大臣の当時の
質疑を振り返ってみますと、国債は減額になるど
ころか、年々歳々多少でもふえていく、そういう
ふうなことをおっしゃられたのですが、それが今

度財政硬直化という理由によるのでしようが、政
府の財政政策が国債をめぐって転換したような感
じを受けるのですが、その点どういうふうな考
えを持っておられるか、お聞きしたいと思いま
す。

○国務大臣(水田三喜男君) 初めて国債発行に踏
み切った当時、今後国債の発行はどうなるかとい
うときに、あまりこれが減額されるだろうことを
予想しないで、今後は少しずつふえるだろうとい
う予想を持った根拠は、当時の私は経済情勢の
やっぱ見そこないにあったのではないかといい
気がいたします。と申しますのは、御承知のよう
に、あのときに七千億の公債を発行すること、そ
うして、この需要の刺激に寄与するということを
きめるときでもいろいろ問題がありまして、少な
くとも一兆円くらいの公債を発行するのではなかつ
たらこの不況が克服できない、デフレギャップと
いうものは非常に大きくなって、七千億程度の公債を
発行し、三千億の減税をやるという程度では、この
デフレギャップはまだ二、三年は埋まらないだろ
うというふうなことがいわれて、そういう見通し
のもとに立てられた公債政策であったのでござい
ますが、実際は日本の当時の考えられたようなデ
フレギャップというものは実際になかった。むし
ろ経済は非常に基調は強かったのを、その前にお
ける引き締め政策の解除期が少しくれたという
ためにああいう現象を起こした、これを非常に過
大に見たのではないかと、あそこまで落ちなくて
いい、不況になくてもいい経済を人為的に若干
不況にしたような政策的な問題がありましたため
に、特に今度は不況克服策についてはああいう見
方をしたのだというふうに考えます。で、ただ、
あれだけの財政政策をやるだけによつて、もう四
十二年度は、私も四十二年度の予算についてそ
ういう見方を受けたときでございまして、いまから
昨年程度の予算を考えたわけでしたが、いまから
考えて、やはりあの予算は少し甘かったと私は
思っております。もう少し需要を抑える予算が必
要ではなかったかと、こう思うのですが、これも

初めて公債を発行したときの考え方がまだ残って
おつたためでございますが、いまから考えてみま
したらデフレギャップを多く見過ぎておる。日本
の経済基調というものは、本質においては相当強
くなつておるということでございますので、私ど
もは昨年の一年はいろいろな景気調整策を機動的
にやりましたが、この経験から見まして、本年度
は、もう思い切つて減税を犠牲にしても公債の発
行を減ずる必要があるということ、公債政策は
こういう意味で確かに変わったといえ変わつた
といつてもいいのではないかと思います。

○瓜生清君 大臣の率直な御答弁を聞きまして、
たいへんけっこうだと思ひますが、しかし、意地
の悪い見方をする人は、そういうふうな大臣が
おつちやつたことは別に、国債そのものがいわ
ゆる市中消化の限度がきつておるために、そういう
うな政策的な転換というものを余儀なくされた
というふうなことを言う人があるんですけれども、
国債の市中消化の見通しというものは、あるいは状
態というものは順調にいつておるのですか、その
点いかがですか。

○国務大臣(水田三喜男君) 昨年九月に引き締め
政策をとりましてからは、公社債市場というもの
は非常に軟調を示しております、やはり順調で
はございません。したがって、私もこの事態に
はございませぬ。したがって、私もこの事態に
即するように、昨年の七月から初めて公債の発行
額を減らしていき、月々の発行量についても調
整を加えて、ついに昨年一年では国債を九百億
削減するというような措置をとつたわけござい
ますが、やはりそういう意味からも、公債発行に
ついて、この市中消化ということを中心とする以
上は限度があるということが一つ。もう一つは、
財政政策として公債発行をできるだけ減らさな
ければならぬという考え方と、いまこの二つによつ
て今年度の公債を昨年に比べて千六百億削減した
というところでございまして。

○瓜生清君 東海林総裁にお伺いしますが、三年
前にあなたが専売公社の責任者として来られまし
た際に、財界の強いバックアップがあったという

ふうにお聞きは聞いておるわけです。事実、私
どもも門外漢ではありますけれども、あなたが旭
電化なり、あるいは日東化学のいわゆる経営者と
して相当実績を積まれたということは存じておる
わけですが、総裁におなりになってから今日ま
で、専売事業の改善について大まかにどういうと
ころに力点を置いてやってこられたのか、その点
をひとつ御説明願ひたいと思ひます。

○説明員(東海林武雄君) 私は一昨年に専売公社
に参りましたけれども、公社の仕事については全
然私はしるうとでありまして、いままでの民間の
企業から見ますと、いろいろな点で変わっており
ます。公社の仕事のあり方というものはいろいろ
な面で制約を受けておりますが、その制約を受け
る中で、私は、公共企業というもののあり方とい
うものを今日まで勉強してまいつたつもりであり
ます。仕事の上から申しますと、合理化合理化
といひますけれども、どういう面でも合理化を推進
していったらいいのか、また、改正しなきゃなら
ない点はどういうところにあるのか。最初から申
し上げますと、一番の問題点は原料の問題
であります。これが製作者との関係がありまし
て、これは長い歴史を持っておりますし、しか
も、国産の葉を主体にしておる。外国葉は、御承
知のとおり、一五％程度のものしか混入しており
ませんから、その点での制約を受けますし、その
中でやらなきゃならない。私が参りました当時
は、まだ国内の需要を満たすに足りなかつたとい
う状況でございまして、まず第一に、たばこの需
要家に対して不自由をかけないということが第一
じゃないか、そういうことを一生懸命にやりました
結果、その後一年たちましてからは大体需給の
バランスがとれて、各銘柄とも、大体御不自由を
かけないでできるようになつたのであります。そ
の後、製品の面でも新しい面を出しております
し、公社の内部の機構についてもそれぞれ努力を
してまいりましたが、何にいたしましても、これ
は独占企業というふうな一つの変つた形になつ
ておるだけに、なかなか競争相手がないというこ

ともありますけれども、思うような、いわゆる内部の合理化といいますが、そういうものができておらない、これからそういう面を力を入れていきたい、かように考えておる次第でございます。

○瓜生清君 総裁から見られて、官営の企業と民間の企業を比べて、一体いまおっしゃった独占事業ではございますけれども、そのいろいろの制約がある、その業たばこのことはわかりましたが、その最も大きなものは何でしょう。

○説明員(東海林武雄君) いろいろ詳しく申し上げると時間がかりますが、企業というものの本体から申しまして、企業の自主性を持つておるといところが一番大きな問題じゃないかと思っております。

○瓜生清君 先ほど戸田委員の質問にもありましたが、収益率というものは確かに下がっております。収益率と、これはたしか大蔵の調査室の資料だと思ひますが、それを見ますと、昭和二十六年に七三・六、四十年に六一・八、四十二年に六一・三、四十二年の見込みで五七・六、四十三年度は大体五九・九程度の収益率があるわけですが、ここ四十年、四十一年、四十二年、四十三年度はほとんど大体六〇％程度の収益率があるわけですが、そうすると、これからわれわれが常識的に判断しますと、これだけのいわゆる収益率を持つておる企業というものは民間にはあまりないと思ひます。そういう点から考えますと、どうしても、くだいようですが、たばこの値上げをしなればならない理由というものは一体どこにあるのか。ただ財政的に財源がないから専売公社に大蔵省が無理やり押しつけて、そしてたばこの値上げをさせているのじゃないかと、こういう印象をわれわれは受けるわけです。ですから、そのほかむずかしい理由は抜きにして、いわばたばこの製造本数もふえて、したがって、税収が足りないというならば、現行の価格に据え置いて、そして企業収益、あるいは企業の改善によって、それだけのふえた税金分だけ国家に納めるような、いわゆるそういう形というものが現在の専売公社

の事業の中でとられないのかどうか、その点をお伺いしたい。総裁でなくともけっこうです。どんなでもよろしいです。

○説明員(東海林武雄君) それはまあ企業努力が足りないからそういうような収益が少ないんじゃないかとおっしゃるのです。これはたまたま補正でも、御承知のとおり、昨年度におきまして八十億の補正の利益を出しておりますが、これはいまのお話の根本になるのは、収益率が非常に高いじゃないか、これはもう何べんも話が出ておりますけれども、なぜ高いのかということになりまして、これを下げれば問題はないわけなんです。その点からいいますと、いまのわれわれのほうの立場からいいますと、いまの収益率をあまり下げないでいくんだ、こういうことになりまして、企業努力の中では、今度のようないつまり財政的な要請からする五百五十億というものは四十三年度にはどうして私の努力ではできないんだと、こういうことで値上げに踏み切ったと、こういうことなんではないかと。

○瓜生清君 しかし、総裁、たとえばこの私の吸っておりますハイライトでも、約六〇％近くが税金で入っております。しかも、酒などと違ひまして、たばこの場合はいい品質のものと悪い品質のものとの間の価格の差というものが比較的少ないと思ひます。そうしますと、こういういわば大衆たばこの税金を上げて小売価格を改定するということ、これはもう数日來しきりにいわれておるとおり、言うならば大衆を圧迫する税金の最たるものだと思うのです。そういう点、もともとそれぞれのたばこの価格を、もう少し高級たばこの上げ幅を多くするとか、あるいは、また、端的に言ひまして、たばこの種類が少し多過ぎるのじゃないかというくらいに私は考えているのです。そういう面の合理化というのについてどうお考えになっておりますか、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○説明員(東海林武雄君) たばこの種類を減らし

て、まあ銘柄を少なくして合理化をしていけば確かに能率はあがります。しかし、いま先生のおっしゃるとおり、銘柄が非常に多いということ、これは専売事業だからこそやはりそういうような需要層の希望に應ずるということが必要になつてくるんじゃないか。これは日本でも確かに二十銘柄以上ございまして、外国の例を見ましても、外国のほうではかなりやっぱ銘柄が多いのが普通になっております。したがいまして、そういう面での、たとえば「朝日」だとかバツトだとかというものは非常に少ないじゃないか、こんなものはやめてしまつたらどうかという御意見であると思ひますが、それなりにやはり昔からのそういうようなオールドファンと、こういってありますが、そういう需要家に対してのサービスをする、収益率からいけば確かに低いものでありますけれども、そういうものもつくらなければならぬ、こういうのが私の立場でございます。一がいには本数を減らして、最近の機械でございまして非常に能率が高くなつておりますから、一定の一銘柄のものをどんどんそれだけつくつていくという確かに能率はあがります。経費の節減はできると思ひますが、なかなかそう思ひ切つていけないところ、問題点の一つがあるだろうと思ひます。

○瓜生清君 ですから、何といひますか、生産量はどんどんあがつていく、それから生産性も向上していき、そういう状態の中で、確かに五百五十億円というものを本年度提出するということは困難と思ひますけれども、私は、どうもこれはほんとうならば専売公社はたばこの値上げしたくないけれども、大蔵省のほうに金がないから、いろいろ無理を付けられて値上げせざるを得ないという立場に追い込まれておるような気がしてしょうがないわけです。

そこで、主税局長にお伺ひしますが、相対的に税負担が低下を來たしているという実態について、何と比べてどうなのかということ、ちよつとわかるように説明してもらいたいと思ひます。

○政府委員(吉田二郎君) たばこの特殊な性格からいまして、普通の税と比較することはかなり困難な点がございますけれども、分析をいたしますと、たばこの益金制度というものは、定価が固定をされて、それに対して、消費税的な税率というものはございせんが、コストを差し引いて、その差額が益金になるという構成をとつておりますので、ちょうど私どもから見ますと、定額ということで従量税の税率が定まつておつて、その従量税の税額からコストを引いておるようなことになつております。そういう意味では従量税をとつておられます。酒税でございまして、コストが上れば、コストの増加分は酒の価格に追加されて、税率は上がらないけれども酒の価格が上がるというところをとりませんが、たばこの場合は価格の引き上げをいたしませんと、従量税の税率はそのままであるのに、コストにくわれて税負担が減るという結果になる。つまり従量税と申しますものにございましては、私どももいつも申しておりますのは、所得水準や物価水準が上がつても、税率が定額であるために、それに即した課税率にならないというところを言つておるわけでありまして、たばこの場合は、これにプラスいたしました、現実には沿わない課税率、さらにコストが上がるという要因によって侵蝕をされているその姿というものを何と云ふかといへば、益金率である、益金率が下がるということ、従量税の税額がそれだけ減つていくことである。もちろんたばこの価格を引き上げれば、それだけ従量税は変わりますから、それはそれで問題はないわけでございますけれども、たばこの価格が据え置かれておるとすれば、益金率が減つたというところは、従量税はそのままであつて、しかも、その従量税の一部がコストに食われていくということを意味する。そういう意味から言へば、この益金率をある程度もとに戻さないと、従量税自体の税額も確保されていらないことにならないか、こういう意味で比較をいたしておるわけでございます。

ざいます。

○瓜生清君 そこで、税制調査会の答申ですが、いろいろのことを言っておられますけれども、どうも私、大蔵省に限って考えてみると、こういう答申を尊重すると言われども、何だか自分の都合のいいように都合だけはつまみ食いして、都合のあまりよくないことは何年もほっぽらかしておく。この間も果国税庁長官と例の食費の問題について若干の討論をしましたが、そういう傾向がどうも強いような気がするわけですね。そこで、手とり早い大衆課税のようなものはすぐばつとやっちゃう、こういうふうな印象をわれわれ受けるんですが、そういうきらいはあるでしょう。どう思われますか。

○政府委員(吉田二郎君) 税制調査会は、御承知のとおり、三年間の任期で交代をいたしておられますけれども、その場合に、三年間に全体を使つて一つの問題を討議をするというものといたしましては、いわゆる長期的なものの考え方を書きます長期答申というものがござります。単年度ごとに税制改正を必要といたしますものは、十一月ごろになりますと審議を切りかえて単年度の論議をいたします。そういう観点からと申しますと、長期の答申におきましては、かなり長い目で見た理論的な線が強く出ると思いますが、単年度の財政事情によつて当面実施すべきものを選び出すという観点から申しますと、長期答申と少しずれてはどうか、あるいは長期答申でいつてゐることをやらないとかいふ問題が出てまいると思ひます。たとへばことしでも中間答申に出ておりましたような所得税の税率というものは、ちよつと財政上の無理があつてできないということをやつておりませんが、そういう意味で、単年度の税制改正については、税制調査会も、その単年度の財政事情から、長期答申ほど包括的でない考え方を示してゐる面があるかと思ひます。その面からごらんになりますと、長期答申でいつていながらなぜやらないんだという考えが出るかと思ひますので、単年

度の財政事情、単年度というものをごらんいただきますと、ややその気味があると思ひます。

○瓜生清君 いまアメリカから入つてきてゐるフィルターたばこがござりますね。銘柄も相当ござりますが、あれが現在アメリカの国内で一個のくらいで販売されておるのか。

○説明員(牧野誠一君) あれは銘柄もいろいろござりますし、それから、また、地方税の、州税と申しますか、その関係でいろいろ差がござりますけれども、大体日本へ入つてきておりますキヤメルとか、あるいはラッキーストライクとかポールモルとかいふもの、大体小売り価格は百円、百十円、あるいは百二十円近く、大体百円以上にはなつてゐるということであると思ひます。

○瓜生清君 そうなつておりますか。二十二、三セントじゃないですか、実際に売られておるのは、一個。

○説明員(牧野誠一君) 州の税金のないところとすとお話のようなところもあるようでござります。大体は州税が乗つておつて、円に直しますと百円をこすんじゃないかということでございます。

○瓜生清君 ですから、アメリカのような所得水準の高いところでも大体その程度でしょう。言うならば、アメリカの何分の一かの低所得である日本において、今度のたばこ値上げといふものは、相当私はそれは財源があるとかないとかといふことは一応了解するにしても、少し私は何となく、大衆に負担をかけ過ぎるのじゃないかという、そういう感じがするのですが、總裁いかがですか。

○説明員(東海林武雄君) いまのアメリカの例でござりますけれども、ヨーロッパのほうの例からいいますと、大体二百円以上じゃないかと思ひます。それから比べますと、アメリカの比較で見ますと、所得とたばこの値段の割合からすれば、確かに日本のほうがわりあい高くなつてゐるのじゃないかという気がいたします。

○瓜生清君 そこで、益金率の問題にまた戻りま

すけれども、私は税金の問題はちよつと横に置いておきまして、専売公社でいろいろの材料をお仕入れになつておられますが、主としてフィルターの購入についてはどういふ方法をとつておられるのか、聞きたいと思ひます。

○説明員(牧野誠一君) フィルターにつきましては、いま使われておりますフィルターは大部分アセテートフィルターでござります。それで、これの技術特許と申しますか、それはアメリカの会社であります、それから技術導入をいたしましたので、原材料のトウと申しますか、これをつくるわけでございます。それをまたフィルター会社が、このたばこに使つておりますフィルターが、たばこに似たような形にするという工程でござります。これは特殊なものでござりますので、現在東北と東京と大阪と九州にフィルターを専門につくつてゐる会社がございます。そこから私どものほうで買入れているということでございます。これが最初日本に導入されました当時に比べますと、いろいろ合理化いたしまして、毎年かなり下がつております。それから、ごく少量でござりますが、そのアセテートフィルターのほかに木材パルプ、これを原料にいたしますフィルター、これはよその国にはあまりないかと思ひますが、日本独自の技術で、いま東京に一会社昨年からつくり始めておりまして、ばらばら軌道に乗りかけるといふことでござりますけれども、まだ数量は微々たるものでござります。

○瓜生清君 契約の方法はどういう形ですか。

○説明員(牧野誠一君) これはどうもつくつております会社がいろいろの関係で特定いたしますので、私どものほうでいろいろ原価要素を検討いたしました上で、随意契約の方法によつております。

○瓜生清君 そのフィルターをつくつてゐる会社が非常には特殊な技術を要するといふことはよくわかりますが、だけれども、一体フィルターといふものを年間どれくらい購入してゐるのですか。

○説明員(牧野誠一君) 四社合計で年間八十億ぐ

らいになつております。

○瓜生清君 私は、確かにいろいろのそういうものをつくつてゐる企業が少ななくて、需要の増大に間に合わないくらい生産量が少ないと思ひますが、しかし、一年間に八十億円からの膨大なフィルターのみの材料費で随意契約といふのは、どうも解せないのですが、どういふ経過でそういうことになつてゐるのか。時間がございませうから、簡単に説明してもらいたいと思ひます。

○説明員(牧野誠一君) これは簡単に申し上げますと、結局技術導入の関係で、ほかから買うことができない。その相手方が完全に特定されるということでございます。

○瓜生清君 そうすると、専売公社は、そのほかの品物も大体そういうふうな形をとつておるんですか、どうですか。

○説明員(佐々木庸一君) 前回からこの委員会でも御議論がありましたとおり、会計上の原則は入札ということになつておりますにもかかわらず、随意契約であるものが非常に多いわけでございますが、随意契約のものが多いといふのは、機械にかけるものにつきましたは、機械と使います材料との調整が非常に問題になるものでござりますから、そこで、継続して同じ工場のものを買ひまして同一の工場にそれを使わすといふことをやらざるを得ないという実態があるからでございます。JIS規格で同じようになつておりまして、も引っぱりが違ひますとか、すべりが違ひますとか、機械にかけますといふ微妙な差が出てまいりまして、機械を使ひますほうではそれらの品物に合せて調節をするといふ作業が必要になつてくるわけでございます。入札によつてゐるいろいろな材料が、たとえばフィルタープラグにいたしましても、違つて入つてくるといふことになり

ますといふと、調整をやり直さなければならぬ。したがつて、また作業能率が非常に違ひといふことが起きてまいりますので、いろいろ検討いたしておりますけれども、機械にかけますものは包裏用紙にいたしましても、いまのようなフィ

ルタープラグにいたしまして、ライスペーパーにいたしまして、同一の品物を同じ工場に使用すということが避けられませんでしたので隨意契約にせざるを得ない状態にあるわけでございます。

○瓜生清君 大まかにいまして、フィルターのたばこができてから今日まで、そのいわゆる納入価格といいますが、公社から言えば、いわゆる買入価格がこれはどのくらい下がっておりますか。

○説明員(佐々木庸一君) 契約の表面で申しますと半分ぐらい下がっているかと思えます。ただ、これは先ごろこの委員会でも申し上げたのですが、いろいろかつて導入初期から最近まで使われておりましたフィルタープラグは、あの繊維を縦に切ったままですという横断面になっておったわけでございますが、最近のものは、これは断面がY字型をいたしておりますようなものになっております。その結果、充てん量も違っておりまして、その影響している面もありませんけれども、いずれにしましても、たばこにつけられますプラグの値段としては、かなり落ちているものであります。

○瓜生清君 その問題はそれで打ち切りますが、私は答弁は要りません。やはり専売公社のような独占事業では、いろいろな会計上の諸規則に基づいて業務を執行しておられると思うけれども、とかくやはり独善的な契約方法とらえる危険性というものが介在していると思うのです。そういう点については、いろいろな新聞なり雑誌なりに専売公社の好ましくないところのことが書かれておりますが、そういうようなことのないように、やはりもう少し私は姿勢を正してそういう問題と取り組んでみたいと思っております。そこで、總裁、よろしゅうございますか、お答えいただけますか。

○説明員(東海林武雄君) だいたいは新聞にえられておる問題については、私どもとしても言いはあるおっしゃったことは、全面的に私はそうやるべきだと考えておりますし、今後十分その点は注意

してやりたと思っています。

○瓜生清君 国税庁にお伺いします。この今度の酒の値上げでビールが七円上がるわけですが、この間も私らよと問題に触れたのですが、百二十七円の小売り価格を百三十円に、三円ぐらいいんどうくさいから、いっそのことをよくしたらどうだ、そういうような便乗値上げをやるかと企図しているように聞いているのですが、そういう事実があるのかないのか、ひとつお尋ねいたします。

○政府委員(泉美之松君) ビールについての御質問でございますが、ビールについてはただ申し上げますが、ビールにつきましては、その製造コストの五五%を占めているのがこの麦芽でございます。その麦芽の値段が、現在のビールの値段が、御承知のように、昭和四十年の十一月に百二十円になりました。以来据え置かれておるわけでございますが、そのうち、昭和四十年から今日までの間に大麦芽の価格が二・一%値上がりいたしております。それで、そういう関係から、ビールのコストの部分に占める麦芽が約一円値上がりしているわけでございます。それから、そのほかに卸売り業者及び小売り業者の運賃、あるいは労務費、こういったものが値上がりいたしておりますので、その百二十七円が端数だから百三十円にというのではなしに、そういうコストアップ要因があるから、それを見て百三十円に値上げしたい、こういうことを業者は言っております。

○瓜生清君 それに対して国税庁は具体的にどういうようなお考えを持っておりますか。

○政府委員(泉美之松君) 確かに値上がり要因であるコストアップはあるわけでございますが、しかし、何といってもビールは大量の飲むものでございまして、今回の増税は七円増税すると、正確には六円九十五銭でございますが、でございますが、そういうことでありますので、コストアップによる値上げと増税による値上げとは別に考えるべきである。もしコストアップによる値上げを行なうにしても、それは時期は増税による値上げと

別の時期にしてみたい。われわれもいろいろコストアップ要因を調査するけれども、国民の納得を得るような数字でない限りは、増税時にコストアップ部分を一緒に値上げすることは慎んでいただきたい、こういうことを申し上げておるのであります。

○瓜生清君 これは何回も言われていた表現ですけれども、結局ビール一本百二十円で、その中に六十円十三銭税金が入っております。これは世界一高い税金だと私は考えます。そこで、いまのそのコストアップの値上げの問題ですが、私の知っておる範囲内では、ビール会社というのは高収益をあげているのです。確かにいまおっしゃいました麦芽が二・一%原料費が値上がりしております、そういう事実がありますけれども、サッポロにしても麒麟にしても朝日にしても、私はビール会社というのは非常に企業内容のいい会社だと思っております。そういうところがいま言うたような動きをするところに、やはり私は便乗値上げじゃないかという考え方をしますが、それに対する見解はどうですか。

○政府委員(泉美之松君) 確かにビール会社が四社ございまして、そのうち、麒麟とサッポロと朝日、この三社は確かに相当の利益をあげております。サントリーだけはビール事業を始めて間もない関係でございますので、償却費と金利負担に追われて、まだ利益をあげるに至っておりませんけれども、三社は確かに相当の利益をあげていることは事実でございます。しかし、そういう大麦芽の値上げによる圧迫があつて、そのためにコストが少しづつ上昇きみであるということも確かでございます。昨年のように数量が年間に一三%もふえますと、これは御承知のとおり、管理費その他の割りが少なくなつてまいります。一昨年あるいはその前年度といった四十二年、四十年当時は年間の伸び率がそうありませんでした。ために利益は少なかつた、こういう事情がございまして、したがって、今後ビールに対する消費がど

んど伸びていき、数量が伸びていきますならば、ある程度のコストアップは消化し得ると思ひます。しかし、本年もまた大麦芽の価格が上がるというようなことでございまして、いつまでもそのコストアップの要因に基づくところの値上げをしないでおくわけにはまいりません。それから、ことに問題なのは、卸売り業者と小売り業者のマージンが他の酒類に比べてましてビールは非常に少ない。これは伝統的にビールは回転率がいいということからいたしまして、マージン率が他の酒類に比べて非常に低くなつておるのでござい

ます。ところが、最近のように、ビールの数量が酒全体のうちで占める割合が非常に大きくなつてまいりますと、それでは卸売り業者、小売り業者は非常に困らうというところを言つておるのであります。そこへもつてきて、先ほど申し上げましたように、運賃とか、それから労務者の賃金が値上がりして、そのために卸売り業者及び小売り業者が非常に苦境を訴えておるといのが実情でございます。

○瓜生清君 しかし、長官、そういうビールを醸造する場合の諸経費、あるいは人件費、そういうふうなものの上がつていくんだから、確かにそれがコストにはね返つてくるという理屈はわかりません。ですけれども、ビール会社というのは、先ほども指摘したとおり、サントリーはもうかつていないと言つた、それをウイスキーでがばつともうけておるわけですね。あれすればああいういい会社はないはずなんです。したがって、そういうふうな部分が上がつてくるから、それについてどう言つちや言い過ぎだけれども、便乗しようとする動きが必ず私は業界に出てくると思ひます。それで、上がつると、それが必ず他の物価に私ははね返つてくると思ひますが、その点について他の物価に波及しない、そういう方法があるのかどうか、どう考えますか。

○政府委員(泉美之松君) 酒は嗜好品でございますし、それから、また、消費者物価に占める酒の

ウエートというものは非常に小さいもので、かりに今回の増税の時期がいつかは別といたしまして、その物価指数に及ぼす影響は、増税に基づいて値上げだけで〇・〇六五%、業界が要望しておられますコストアップに基づく値上げが加わりまして〇・一%強でございまして、一般物価に及ぼす影響といったのはそれほどないと思います。ただ、そういう値上げを契機といたしまして料飲店等で値上げを行なう、せんだつて列車食堂で値上げしましたのは、これは下げたようでありますが、そういったようなことが行なわれまると、その分の影響はいろいろ出てくるかと思ひますが、酒類それ自体として物価に及ぼす影響はその程度のものでございまして。

○瓜生清君 いわゆる自由価格ですから、こうしるという命令は出せないでしようけれども、国税庁としていま御答弁をいただいたのですが、そういうようなビールの値上げの時期、いわゆるコストにはね返った分の価格のアップというもののについてこれから先どういうふうに業者を指導されるのですか。

○政府委員(泉美之松君) これは、一つはコストアップの要因の一番大きなものであります大麦の価格、これの安定をはかつていくのが望ましいわけでありまして、現在、農林省の食糧庁と打ち合わせまして、二次用大麦をビール会社と農民とで契約栽培をいたしまして、農民も安心して栽培に従事できる、そして、また、業者もそういう栽培契約に基づいて安定した供給を受けやすいことになる、こういう方針を進めておるのであります。が、いかにせん、米価との関係で、毎年この大麦の価格が引き上げられます。外国から大麦を輸入いたしますと日本の約五割ないし六割程度の値段が入ってくるのであります。それが日本の農民との関係からいたしまして、そう輸入するわけにもまいりません。その辺で原料の供給の安定ということが今後一番大きな問題であるかと思ひます。それと同時に、業者としては経営努力によってできるだけ製造コストを安くして、そうして安

い価格で国民大衆に酒類を供給する、こういうふうに努力していただくようにいろいろの面で行政指導をいたしておるわけであります。

○瓜生清君 そこで、再び専売公社にかります。私この間、事務所で専売の労働組合の発行しておるパンフレットをもつたんです。これ佐々木さんお読みになったことがありませんか。

○説明員(佐々木庸一君) 私は見ておりません。

○瓜生清君 この種のPRのあれとしては比較的よくできておると思うのです。そこで、ここにも書かれてあるように、さつきから私がしつこく言っておりますのは、収益率というものが大体この四、五年はほぼ横ばいの六割弱だ、けれども、国の財源がないからたばこにかけるのだ、表面の数字のつじつまを合わせるといふことになればそういう方法しかそれはないかもしれません。けれども、言うなら、専売公社に働いておられる従業員の方がつくっておられる労働組合なんです。その調査というものは、私は、相当これ、何といひますか、綿密に詳細にやつておられると思うのです。それで、その専売公社の従業員の方々がたばこ値上げに反対しておられるのです。労働組合だからといって、ただ単なる反対じゃない。これを見ますと、実に何といひますか、統計的にもいろいろな数字をあげてしておられるのです。そこで、私、総裁に、もう時間がありませんから、最後にお聞きしたいのは、冒頭言いましたように、確かに葉たばこの値段も上がる、いろいろなゆるゆる独占企業としての制約もある、それはある程度了解しますけれども、ものをたくさんつくって、そうして生産がふえて、しかも、合理化されているということになれば、これは自由経済の原則からいいますと、値段が下がるのがこれは当然なんです。たとえば自動車があるのうでしよう。鉄鋼価格は上がっている、あるいはゴムは上がっているけれども、マスプロによって自動車の価格というものは下がっているわけなんです。したがって、たばこも酒もビールも当然そうならなければならぬわけですよ。それがそうなら

ていないというのは、さつき言いましたように、いわゆる大蔵省の圧力で専売事業に対してそういう無理なしを寄せをしてきているのじゃないか、私はそういう気がどうもしてならないわけなんです。その点、そういうことはありませんか、どうですか。あなたのほうは実際は値上げしたくないのだ、けれども、大蔵省がうるさいからどうにもしようがないのだ、そういうようなことじゃないかと、私は推測するのです。

○説明員(佐々木庸一君) 先ほど自動車の例をお引きになりまして比較があったのでございまして、何しろたばこは加工度の低いものでございまして、コストの六割を占めますものはたばこの葉っぱであるということなんです。このたばこの葉は、昭和二十六年を一〇〇として見ますと、四十二年は二〇〇というふうになつてまいりました。公社といたしましては、原料の歩どまりについていろいろ検討いたしました。一千万本当たりについて見ますと、二十六年の一千万本当たり一万三千五百六十キロでありましたものが、四十一年になりまして、九千二百九十キロというふうになりまして、二十六年を一〇〇にいたしますと八九・七、また、同じく一千万本当たりの労働時間というものは、四千二百五十六時間から、四十一年の実績のところでは二千四百六十四時間、五七・九%としてまいりましたわけでございます。そのように努力はいたしたわけでも、主要原料であります葉たばこの価格も、農産物価格の推移にそう抵抗して押えるわけにもまいらないいたしました。まして、加工度の低いたばこ事業といたしましては、コストアップを解消することが非常に困難な事情にあるわけでございます。

○野溝勝君 関連。一つお伺いしますが、この値上がりについて、たばこ耕作中央会ですか、このほうから何か要請が申し入れがありましたか。たとえばもつと具体的にいへば、ぼくのほうは葉たばこの価格が安いから、だからひとつ上げてもらいたいという要求が出ていますね。それについて、ちようどこの値上げに際して、あらためてそ

の要請がありましたか。あらためてなければ、からの関連でもないが、ありましたか。それと、一括して聞いておきましょう。その場合、それも考慮に置いて値上げしたというふうにおかれれば判断しておるのでございしますが、そういうふうに判断してよろしうございしますか。

○説明員(佐々木庸一君) 製造たばこの値上げがあるから葉たばこの収納価格をより上げてもらいたいという公式の意見というものはいたしておりません。そういう要望というものはいたしておりません。また、今回の値上げは財政収入をあげるためのものとして行なわれておりますので、葉たばこの収納価格とは別個の考え方をとつておる次第でございまして。

○野溝勝君 私は農民組合に關係をしておる一人ですが、前からたばこに要請をして、総裁その他に申し入れてあります。そういうたてまえは今回の増税とは無關係とは私は思えないのですが、まあ葉たばこの値上げをするから増税をするといふことじゃないけれども、裏表になつておると思ひます。ですから、もうそういうものを専売公社はたばこに要請を受けておるわけですから、それにも何とか努力をします、善処をします、考えてみますといふことを言っておるのだから、だから私はここで額をどのくらいという、要求額は申しませんけれども、それも考えておらぬというに至つては、本法案は私は十分審議をしなければならぬのです。私は額のことには申しません。しかし、考えておるといふことを当局から私は返事を得なければ、この法案に対して賛成することはできないです。また、これに対して採決をするわけにもいけません。それはおかしいですよ。ちよつと副総裁、総裁がいるのだから、総裁も答弁してください。私は幾ら幾ら上げるといふ、そういうことは要求しませんよ。監理官、ひとつ考えてください。

○説明員(東海林武雄君) 現在の葉たばこ今度の値上げの問題とは直接関連しておりません。おりませんけれども、再々これはこの委員会でも申

し上げておられますと、私のほうの立場としましては、葉たばこの年々上がってくることは非常に重圧です。しかも、専売公社の立場としましては、農民組合、耕作者の關係から国内産業を優先的に使つておるという制約を受けており、かりに安い葉たばこがありましてよそからは買えない、こういう立場はよくわかりなつておると思ふのであります。でありますから、われわれとしましては、これからことしの秋になりますれば来年度の葉たばこのもちろんこれは価格の御相談をしなければなりませんけれども、この値上げと別個に葉たばこの値段というものは考えていかなければならぬと思ひます。そういう点で今度の値上げについては直接関連はない、こう申し上げてよろうかと思ふのであります。

○野溝勝君 では、今回の値上げとは關係ないが、葉たばこの値上げについてはいろいろと交渉を受けているから、交渉の際には考えようと思ふというふうに解釈してよろしうございませぬ。

○説明員(東海林武雄君) よろしうございませぬ。

○瓜生清君 時間がきましたから、最後に大蔵大臣に御質問いたします。今度の私は所得税減税、それからたばこ、酒の値上げ、これを関連さして考えますと、非常に酷なり方だと思ふのです。一方では所得税を下げて頭をなで、片方で足で飛ばすというふうな、国民にとつちやそういうふうな形に、これはどういふように政府が御説明なさつても、金がないというだけではわかりません。財源不足ということはありませんけれども、これはやはり経済政策の破綻です。そういうところからこういうところにしわ寄せがきていふわけですから、これから財政制度審議会の長期答申が出ると思うのですけれども、こういうふうな私はアンバランスな減税というものはやつてもいたくない、もっと何といひますか、国民が納得するような形でやつてもらひたい、こう思ふのですが、大臣の御決意を聞いて、私の質問を終わります。

○國務大臣(水田三喜男君) 先ほどお答えいたしました、國際收支を回復しなければならぬといふことを主眼としたことしの予算編成でございますので、したがつて、それに沿つて財政政策を立てなければいけない、そのためには、やはり國債を減らして予算の規模を圧縮する、そうして總需要の抑制をするという必要が本年度はございませぬ、この線で考えますと、減税がある程度犠牲にならざるを得ないといふのがことしの状況でございまして、そのために政府の部内からは増税も減税もしない、いまのままで一年いつたらどうかというふうな意見も出てきましたが、實質増減税ないといふことにして、ぎりぎりそれを土台にした公債の削減をやるにいたしました。実際にいへばやはり所得税の減税はせざるを得ないと私も考えておりました、したがつて、御承知のようないふ形で所得税をそのままに置けば増税になるというこの所得税をここで調整する必要があるといふことから、この調整をやりますと同時に、一方、同じように調整を必要とする税制調査会から再三言われている問題は酒とたばこでございます。ですから、この不足の財政収入を充足するために、ほかに税源を求め、あるいは現行の他の税制の増税というものをはかるかといふことになりまして、やはりいままで相当の負担が高かつたものがいま相対的に負担が少し軽くなつておるといふようなものの調整をここですることが一番妥当であるといふことから、この二つに手をつけて、そのほかのものに手をつけなかつたといふのでございまして、一方、所得税の調整をすれば、一方、間接税の調整をする、それによつて他の税の問題に触れて實質的な増税をするといふような措置をとらないほうが私は妥当であり、賢明ではないかといふのでございませぬ、この今度の税制でありまして、財政不足をほかの税の形で補うといふことよりは、もうさつきも申しましたように、昭和二十六年度ころのたばこの値段がいまと同じですから、国民の所得水準から見ましたら、当時は非常に高い負担でござい

ました。それが十年間続いておる。いま国民の所得も当時の何倍になり、水準が上がつておるときでございますから、この一部の調整といふことは、私は、もしこの増税的な措置をとるんだとしたら、調整という意味からいって一番合理的ではないかと考えておるわけでありませぬ。

○須藤五郎君 まず、最初、水田大蔵大臣に質問いたしますが、酒、たばこは間接税の中でも一番比重の大きい税だと思ひます。しかも、生活保護世帯の人も、失対事業で働いておる人にかかりますし、低所得者ほど負担が重い、高所得者ほど負担が軽い、こういう性格を持つておると思ひますが、大臣はこういう事実をお認めになりますか、どうですか。

○國務大臣(水田三喜男君) 間接税でございますので、逆進性を持った税金だと思ひます。したがつて、今度のような措置をとるにつきましては、御承知のようにより、一方、所得税は下げる、それで低所得者の対策をする。それから、所得税を納めない階級の人たちに対しては、住民税の課税最低限度を上げるということによつて減税をする。で、なおそれによつても税の恩恵をこうむらないといふ層がございまして、生活保護者に對しましては一三%の予算の基準を引き上げるといふ予算措置をもつて対処しますし、また、失對事業に従事する人たちに對しては、一二%といふ失對資金を上げるという形の対策をする。そうして、なおかつ、酒、たばこの中には値段の据え置きのもももある。ことにたばこでは一番これが國民に愛されておりますハイライトは四割の消費でございまして、ハイライトの上げ方を少なくするといふことが、この際、方策としては一番適切だろうといふことで、そういうことも考慮したといふことでございまして、こういう税金措置をとるについては、予算全体とからんだ私どもは連の考えを準備して今度はかかつておるつもりでございませぬ。

○須藤五郎君 いまお答えになつた点につきまして、またあとで質問をすることにしますが、それでは、なぜ今度酒、たばこの増税、これを行な

れでは、なぜ今度酒、たばこの増税、これを行なわれたかといふことです。

○國務大臣(水田三喜男君) 財政収入の充足という観点から、所得税の課税の調整をやると同時に、この間接税の徴収をやつて、そうして今年度の財政方針である國民負担の實質的増減をなくするといふ程度にとどめたいといふ目的を達するたために、ほかの税によるよりも、この酒、たばこの税の調整ということによるほうが合理的だといふふうに考えた次第でございませぬ。

○須藤五郎君 ところが、あなたは昨年の十月までは酒、たばこの増税は反対だと、こういうことをはつきり言つていらつしやいましたね。あなたは昨年十月二十四日に大阪の貨幣大試験に臨まれたときに、あなたは新聞記者会見で、たばこ、酒の値上げは大眾課税に通ずるものなので賛成はできないのだ、こういうことをはつきり言つていらつしやる、むしろ間接税として大眾に高い負担をかけないような売り上げ税の創設を検討したい、こういうふうにとつちや言つていらつしやるわけですか。そうおつしやつた大臣が、わざわざ二、三ヵ月後に今度は逆転しまして、大眾課税に通ずるとあなたが認められた酒、たばこの増税に踏み切られた理由は何であつたか、それをまずお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(水田三喜男君) 税制調査会からは、ことしだけじゃなくて、昨年度の予算編成についても酒、たばこの間接税の調整の問題が答申されておりました。しかし、昨年は私も反対してたばこの値上げはやりませんでした。といふことは、さつきもちよつとこの問題に触れたのですが、結局昨年の財政政策の問題とからむことでございまして、私は、この間接税の調整をやらなくともいいといふふうには昨年は財政政策の上から考へておつたわけでございますが、本年度は情勢が違ひまして、どうしてもここでやはり國際收支対策といふものを主眼にしたきびしい予算編成をやらなければならぬといふ事情に直面しましたので、したがつて、この財政政策として減税をこ

しは多くやる年ではないという判断をいたしました。そうして実質減税はやらぬ、さりとて、よその国の増税をやっておる国の財政と比べてみまして増税をやる必要は日本ではまだない、しかし、ぎりぎり一ぱい実質減税なしというところのことはいきたいという、そういう方針を立てましたので、そういったものと、ことしはもう税制というものをいじらないでやってもいいということになるのでございますが、しかし、たびたび申し上げておきますように、所得税の減税は必要があると思つたので、そうすればそれにかわる財政収入の充足策としては、一方、ほうっておけば増税になるものの調整をしますので、一方、そのまゝにしておけば自然に税負担が軽くなるという税種を選んでこの調整をすることが合理的だというふうに考えまして、去年は反対いたしました、ことしは財政政策の上からこれはやむを得ないという判断をしたわけでございます。

○須藤五郎君 二、三カ前には、たばこ、酒の値上げはしないと、はっきり言つて、むしろ大衆に負担をかけないような売り上げ税をかける——それじやいまの質問は保留します。時間に入ります。

○委員長(青柳秀夫君) 大臣の分を残してやつてください。

○須藤五郎君 関連があるから、そうはいかぬ。

○委員長(青柳秀夫君) 暫時休憩いたします。

午後三時四十分休憩

○委員長(青柳秀夫君) ただいまから大蔵委員会を再開いたします。

○須藤五郎君 さっき私の発言中、大臣が衆議院の本院議のために退席されましたので、さきの質問をもう一ぺん繰り返したいと思つたのですが、大臣、さつきそういうふうにお答えになりましたけれども、昨年の十月二十四日、大衆に高い負担をかけないような売り上げ税の創設を検討したい

と、こういうふうに言つていらつしやるのです。が、そうすると、いまあなたのおつしやつたこととこれと、私はあなたの大衆発言をどう理解したらいのかとまごつくわけなんです、おそろくほかの人たちもまごつくだろうと思つたのです。それじや重ねて質問しますが、その点をはっきり答えていただきたい、どう理解したらいいのかという点。ことしは売り上げ税はやめたが、来年はやる、こういうふうにおつしやるのかどうか、大阪発言とあわせて御答弁願ひたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 大阪発言ははっきりと記憶しておりませんが、もしそう言つたとしても、先日の委員会でも申しましたように、長期税制のあり方として、これからもう少し先のあり方として、税体系を変える問題は当然出てきましようし、そういう場合に売り上げ税といううなものも考慮に入れて検討してもらいたいといううことを税制調査会にお願いして、いまこれを税制調査会の検討課題の中に入れていただいて、そして検討していただいておりますので、そのうちがいいか悪いかといううものを、直接税との関係において答申があるものと考へておりますので、そうすれば、その段階においてまた政府としても考へていいと思つております。私は、やはり将来、直接税と間接税の問題、税体系の問題としてもう一ぺんこれは再検討し直す時期が必ずくると早くから考へておりましたが、ちようどこういう問題が出ましたので、税制調査会に検討をお願いしたということでございます。

○須藤五郎君 そうすると、将来、税制調査会の答申によつて売り上げ税というものを実施するということも頭の中にあるということですね。大臣の頭の中にはおそろくこういう考へがあるのではないだろうかと思つたのです。酒、たばこ、物品税、砂糖消費税などの個別間接税の増税くらいでは財源としてはほんとうにわずかで、十分に財源を確保することができないのだ、将来の財政需要をまかなうには個別間接税の増税では限界があるから、どうしても売り上げ税か付加価値税を創設しなければならぬ、こういう考へが私はあるのだと思つたのです。大臣は個別間接税と売り上げ税との関連をどのように考へていらつしやるか、そこをはつきり答えておいていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 私は、いまの税の趨勢からみまして、法人税というものを税の対象にすべきかどうかという点についてはいろいろ昔から疑問を持っております。明治政府のときは地租が国の収入の大宗でございましたが、いま地租というものは斜陽税になつてゐる。同じように、先進国においては法人税というものが斜陽税化してゐるという趨勢でございますので、これを中心の税制というものをいつまでも固執するのかわりか、これを考へますという、将来、税体系としてこの付加価値税、あるいは売り上げ税といううなものを取り入れなければいかぬときがくるのじやないかという考へておりましたが、これは大きな問題でございます。税の骨組みを変えてしまふわけですから、一朝一夕に実施できる問題ではございません。で、長期税制のあり方としてこういういま諸問をしておるくらいでございますから、やるにしても相當の準備を要する問題で、いますぐやれるとは思つておりませんが、長い先の税制としてはいまのうちに考へておる検討しておいていいものだとおもうに考へております。

○須藤五郎君 大臣、いつやるかわからぬけれども、しかし、将来そういうことがあり得る、こういうふうには理解していいんではないと思つたが、ね、それじや大阪発言に戻りますが、大阪発言では、大衆に高い負担をかけないような売り上げ税というものを発言していらつしやる。大衆に負担をかけないような売り上げ税というのとは一体どういうことか、私はちよつとわかりにくいので、そこを説明してもらいたい。

それから、大臣は私に對してもそういうことを言つていらつしやるのです。昨年の五月の当委員会、大臣は私の質問に對しまして、間接税の比重を上げる方向に持つていきたい、こういうふうにはつきり言つていらつしやる。この間接税を上げるのが、すなわち、大衆課税にならない方法はたくさんありますので、誤解のないように御了解願ひたい。わざわざこういうふうにつけ加えていらつしやるわけですね。一体、大衆に高い負担をかけないような売り上げ税、大衆課税にならないような方法というのとは一体どういうことなのか、ここをはつきり大臣のお考えを今度は具体的に示しておいていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 一つは、さつきちよつと申しましたように、やはり国民の所得水準の問題でございます。水準の低い間は、いかなる間接税も、これは最低生活を圧迫するといふような点から、国民が一定水準以上の所得を確保するといふときになつたら、この間接税というものは別個に考へられてしかるべき性質の税だということを考へておりますので、やはり日本の国民所得水準というものが高まつたときでないと、やはり全面的な間接税といううなものはとれないといふことがまず一つでございます。

○須藤五郎君 それから、大衆に負担をかけない売り上げ税というのとは、これは負担はかけるのですが、所得水準のいかによつては、この負担をかけることが大衆にその過酷な税の負担にならないといふことになりまして、大衆に負担はかけますが、所得水準と関係する問題といふことが一つ、もう一つは、そういうものが、たとえばドイツやフランスなんかでやつてゐるような税がでますという直接税が下がる。いまの所得税は、やはり私は少し負担が重いような気がいたしますので、これとのかみ合いによつて直接税が減るということとあわせて考へらるべき制度でございますので、そういう点が現実的にその負担が一般大衆にどういうふうになるかといふことは、これからやつぱりじっくり研究すべき問題であるといふふうに考へております。

○須藤五郎君 大臣、いつやるかわからぬけれども、しかし、将来そういうことがあり得る、こういうふうには理解していいんではないと思つたが、ね、それじや大阪発言に戻りますが、大阪発言では、大衆に高い負担をかけないような売り上げ税というものを発言していらつしやる。大衆に負担をかけないような売り上げ税というのとは一体どういうことか、私はちよつとわかりにくいので、そこを説明してもらいたい。

それから、大臣は私に對してもそういうことを言つていらつしやるのです。昨年の五月の当委員会、大臣は私の質問に對しまして、間接税の比重を上げる方向に持つていきたい、こういうふうにはつきり言つていらつしやる。この間接税を上げるのが、すなわち、大衆課税にならない方法はたくさんありますので、誤解のないように御了解願ひたい。わざわざこういうふうにつけ加えていらつしやるわけですね。一体、大衆に高い負担をかけないような売り上げ税、大衆課税にならないような方法というのとは一体どういうことなのか、ここをはつきり大臣のお考えを今度は具体的に示しておいていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 一つは、さつきちよつと申しましたように、やはり国民の所得水準の問題でございます。水準の低い間は、いかなる間接税も、これは最低生活を圧迫するといふような点から、国民が一定水準以上の所得を確保するといふときになつたら、この間接税というものは別個に考へられてしかるべき性質の税だということを考へておりますので、やはり日本の国民所得水準というものが高まつたときでないと、やはり全面的な間接税といううなものはとれないといふことがまず一つでございます。

○須藤五郎君 それから、大衆に負担をかけない売り上げ税というのとは、これは負担はかけるのですが、所得水準のいかによつては、この負担をかけることが大衆にその過酷な税の負担にならないといふことになりまして、大衆に負担はかけますが、所得水準と関係する問題といふことが一つ、もう一つは、そういうものが、たとえばドイツやフランスなんかでやつてゐるような税がでますという直接税が下がる。いまの所得税は、やはり私は少し負担が重いような気がいたしますので、これとのかみ合いによつて直接税が減るということとあわせて考へらるべき制度でございますので、そういう点が現実的にその負担が一般大衆にどういうふうになるかといふことは、これからやつぱりじっくり研究すべき問題であるといふふうに考へております。

○須藤五郎君 大臣、いつやるかわからぬけれども、しかし、将来そういうことがあり得る、こういうふうには理解していいんではないと思つたが、ね、それじや大阪発言に戻りますが、大阪発言では、大衆に高い負担をかけないような売り上げ税というものを発言していらつしやる。大衆に負担をかけないような売り上げ税というのとは一体どういうことか、私はちよつとわかりにくいので、そこを説明してもらいたい。

それから、大臣は私に對してもそういうことを言つていらつしやるのです。昨年の五月の当委員会、大臣は私の質問に對しまして、間接税の比重を上げる方向に持つていきたい、こういうふうにはつきり言つていらつしやる。この間接税を上げるのが、すなわち、大衆課税にならない方法はたくさんありますので、誤解のないように御了解願ひたい。わざわざこういうふうにつけ加えていらつしやるわけですね。一体、大衆に高い負担をかけないような売り上げ税、大衆課税にならないような方法というのとは一体どういうことなのか、ここをはつきり大臣のお考えを今度は具体的に示しておいていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君) 一つは、さつきちよつと申しましたように、やはり国民の所得水準の問題でございます。水準の低い間は、いかなる間接税も、これは最低生活を圧迫するといふような点から、国民が一定水準以上の所得を確保するといふときになつたら、この間接税というものは別個に考へられてしかるべき性質の税だということを考へておりますので、やはり日本の国民所得水準というものが高まつたときでないと、やはり全面的な間接税といううなものはとれないといふことがまず一つでございます。

○須藤五郎君　そうすると、主食など、生活必需品には課税しない、こういうふうにおっしゃるのですか、こういう生活必需品にもそういう時期がくれば課税するというのですか、どうでしょう。

○国務大臣(水田三喜男君)　ですから、これは実際にやるというときには、やり方はたくさんあると思いますが、原則としては税率の薄いものをこれは普遍的にかけるということになるのが原則であらうと思います。しかし、各国実情がございまして、何にかけ、何にかけないというふうな税のいろいろな技術的なやり方については、これはまた別個に考えられていいこととございまして、まだこれは本格的に研究しないというふうなところからいっていいことと、いまのところちよつと予測できないことと、ございまして、前にこの委員会でごいしましたか、忙しくてしようがないので、大蔵大臣をやっている間には考えられぬから、やめてから私ゆっくり勉強すると言いましたら、やめない間に勉強しろということと言われたのですが、これはこれからの問題として私はやっぱり研究したいと思ひます。

○須藤五郎君　この間接税の問題については、まだいま勉強中で、具体的にはいまはつきりと答えられない、勉強中だと、こういうお答えですね。

○国務大臣(水田三喜男君)　そういうことでございします。

○須藤五郎君　それでは、まあほかに多段階的に課税するの、それとも単段階的に課税するの、かという問題ですね。それから、輸出戻し税をやるのかどうか、こういう具体的な質問を用意しているのですが、そういう質問にも答えることはできないのですか。これも勉強中でしょうか、そうでなければ答えていただきたい。

○国務大臣(水田三喜男君)　これも勉強中でございます。

しかし、大臣、あなた間接税の引き上げが幾ら大衆の負担にならないとおっしゃられても、実際にはなかなか個別間接税よりも大きな大衆負担になると私は思うのです。昭和三十六年十二月に出ました税制調査会の答申がここにありますが、この答申は大臣もお読みになっていらつしやるだらうと思うのですが、この答申は、間接税の減税を昭和三十七年にやるために、間接税について相当検討した結果だと思ふのですが、この答申の七九ページには、「売り上げ税は低税率で広く課税することにより、多額の税収を確保しうる」との特色であらう。と、こういうふうには答申は書いてあるのです。これは答申全部を読むわけにいきませんからこれだけにしますが、大蔵大臣はこの答申をどういうふうにおとりになりましたか。

○国務大臣(水田三喜男君)　あのときの答申は、税は上がるが、なかなかむずかしい問題があるのだということ、一たんこの売り上げ税というものは税制調査会では葬られたという形でございした。最近またそうではなくて、やはりこれは一ぺん取り組んでもらいたい、と新しくお願いをいたしました。取り組んでいただくということになつてゐる次第でございます。

○須藤五郎君　そうすると、あの税制調査会の答申はあの当時は一応葬られた形でしたが、また審議をしてもらふ必要が起つてきたから再び審議を委嘱した、こういうことですね。

○国務大臣(水田三喜男君)　委嘱事項として新たに追加したということではございません。前からありまして、それがいま言ったような形の処理になつておりましたが、これについてはもう一ぺんまた検討していただきたいということで検討していただくことになつたわけでございます。

○須藤五郎君　そうすると、大臣の売り上げ税に対する熱意のほどが、重ねて答申を要求したというところにあらわれてきていますと私は思うのですが、それではそういうふうには理解しておきましよう。

次に、私は、現在国民大衆の間接税の負担がどの程度であるかを明らかにしたいと思ふのです。政府は、たばこは十三年間も定価を改定しなかつた、酒も長い間税率改定をしなかつた、その間に一般物価水準は上がった、また、国民の所得水準も上がったので、国民の負担は意図せざる減税によつてずいぶん軽くなった、だから調整増税ももうやむを得ない、このくらいはがまんしてほしい、うーん言つておられると思ふのです。そこで質問をするわけですが、月収三万円、四万円、五万円の勤労所得者の間接税負担は所得税と住民税を合わせた額よりも低くなつておるのかどうかという事です。これはまあ大臣でなくてよろしゅうございしますから、ほかの方がお答えになつてもけっこうです。勤労所得者の所得階層別の間接税負担、それから所得税と住民税の合計額の負担の割合を明らかにしていただきたい。二つの問題です。

○政府委員(吉田二郎君)　この先ほどのお話が出た問題でございますが、間接税の正確な負担率というものを把握するのは非常にむずかしい問題でございします。で、総理府の統計資料の原表をもとにいたしました。従来から私もいろいろ検討いたしました。まだ自信のある数字ではございせんが、四十一年の試算を申し上げますと、月収で三万円というところでは、間接税の負担、これはすべて電気ガス税まで入れたものでございしますが、三万円の月収に対して六百四十二円、所得税、住民税合計して百九十七円、合計八百三十九円。それから四万円のところでは、間接税の計が七百二十円、住民税、所得税の計が五百一十一円、合計して千二百三十三円。五万円のところでは、間接税の合計が七百六十四円、住民税、所得税の計が千二百三十三円、合計で千七百八十七円という数字が出ております。これはあくまでも推計でございします。

で、実質の数字であるとは申し上げられませんが、この中で、あるいは酒、たばこ等は出現率が悪いので、正確ではないのであります。

○須藤五郎君　私もその表を持っていますので、あなたいま金額でおっしゃつたが、金額でも

やはり月収三万円、四万円、五万円というところを見ますと、やはり三万円、四万円の人は所得税や住民税よりは間接税のほうが多くなつてきてゐるのです。率で申しますと、三万円の人は住民税、所得税が〇・六％になりますね、それに対して間接税は二・一四％と、こういうふうな率になつてゐます。それから四万円の人は所得税、住民税が一・二八％、それから間接税は一・七六％というふうになつて、五万円まではずっと大体高くなつてきてゐるのです。間接税のほうは率がいどつこいというところに落ちつくといふことになつてゐるのです。そういうことはいまの答弁でも、大臣、明らかになつてゐる点だと思ふのです。政府は、勤労所得税は重い、課税最低限は引き上げなければならぬ、税率はもつとなどからかにならなければならぬ、こう盛んに言つていらつしやいます。勤労所得税よりも月給三万、四万の人は間接税が重い、月給五万円の人で間接税は必ずしも軽いとはいへない、こういうことはつきりしてゐる。しかも、三万、四万、五万の人は給与所得税を納めてゐる人口の約六割を占めておる。私たちほうでは計算をしております。これを見ましても、低所得者にはいかに間接税が重い、はつきり私はわかると思ふのです。今日において、だから、勤労所得税の課税最低限を上げること、もちろん私はやらなければならぬことだと思ふのですが、この低所得者の間接税負担率は非常に大きいのですが、同時に、間接税を大幅に軽減する必要があると思ふのですが、大臣はどういうふうにお考えになりますか。

○国務大臣(水田三喜男君)　さつき申しましたように、国民の所得水準が低いから、低所得者のためには所得税においても、率の問題よりも、まず課税最低限を引き上げるといふことの問題のほうが急務であるといふふうには考えておりますし、また、所得水準が低いときにはいまおっしゃられたような問題がありますので、間接税を多くするといふわけにはいかない。ですから、日本も高級消

費財にはいろいろの高い物品税をかけておりますが、一般日常必需品にまで普遍的に間接税をかけるということと日本はいまやっていないというところも所得水準の問題と関係があることだということに思っておりますので、もう少し水準が上がったときでなければ私は間接税の増徴はやれないのだというふうに思っております。

○須藤五郎君 大臣、それはあなた一つうそを言いましたよ。高級品には重い税金をかけていると言われども、一万五千円のダイヤの白金の指輪には無税でしょう。この間も予算の分科会で指摘したように、マッチには税金をかけているという、そういう矛盾がある。それはそういう矛盾はあなたたちの中にたくさんあるわけですよ。総理府統計局で出している家計調査を調べてごらんになられたと思うのですが、実収入五分位階級の家計収支のバランスを見ていただいたらわかると思うのですが、ここにもありますが、あまり物価が上がつていかなかった昭和三十四年を基準として現在を比較していきまると、一位階級の家庭計収支は依然として赤字なんです。これは総理府がつくったものだから、まさかこれはうそだとは言えない。二分位の人が苦しくなった。三分位の人には変わらない、四分位と五分位の人にはよくなった、こういうふうに言っている。勤労世帯の四〇％は悪くなった、苦しくなった、こう言っておる。四分位の二〇％の人が変わらない、これは所得水準が上がったとは実際言えないのじゃないでしょうか。この率からいってそういうことがはつきり言えると思うのですが、大臣どういうふうにお考えですか。

○政府委員(前川憲一君) 簡単に答えたいと思います。私の手元にあります数字では、昭和三十一年を一〇〇としたしまして、一位位は四十一年で二・五八倍、二位位が二・五二倍、三位位が二・四八倍、四位位が二・四四倍、五位位が二・四二倍というふうになっておりますから、大体バラレルにいつておりまして、特に先生の御指摘の

ような格差がひどくなっているというふうには思いません。

○須藤五郎君 そうすると、この表はうそでしょう。

○政府委員(前川憲一君) それは見てないものですか。

○須藤五郎君 見てからおっしゃいよ。私はこれを見て言っているのです。総理府の統計をあなたたちは見ていないというのはおかしいですよ。見てもいいですよ。これによりまして、第一位の家計の赤字は四千七百円とちゃんと出ているのですよ。そんなことを見ないで答えるというのは無責任ですよ。大臣どうですか、国会に対してそんな無責任な答弁はない。見ていませんといううな答弁をしていいですか、もう一ぺん答弁しなさい。

○政府委員(前川憲一君) 私は、いま手元にございました総理府統計局の家計調査の三十一年から四十一年までの倍率の伸びを述べさせていただきますので、先生のお持ちのものは、またあとで見て勉強させていただきたいと思っております。

○須藤五郎君 不勉強ですよ。もっと勉強して出てきてくださいよ。

それじゃ第三問、次に、所得税も納めていない低所得者の間接税負担について質問いたしますが、政府は所得税納税者には物価調整減税を上回る減税をいたしておりますといっているのです。ところが、所得税を納めていない低所得者こそ一番物価上昇の被害を受けており、何らの救済措置がないだけではない。今度酒、たばこの増税によつてこれらの人々は苦しくなるといふことがはつきりすると思うのです。これらの人々は、所得税納税者と同じように、この人たちだけで同じ国税である間接税を七千億円も納めているわけですよ。所得税を納めていないけれども、七千億。この間の質問で、大体日本全国で五千万人だ、こういう答えが出ております。そのうちの約六割が所得税を納めていない失格者ですと、こういうことな

んだ。その人たちが間接税を七千億円も負担している。一体、政府は何でこの人たちだけほったらかしているか、どうしても私は理解ができない。そこで、昨年五月、当委員会で大蔵大臣に對しまして、こういう低所得者に対してどういう措置をとられるんですかという質問をしたんです。私の質問に對しまして水田さんは、「その調整を間接税でやたらよからうという御意見であらうと思ひますが、間接税の目的、筋からいってそうすべきものではない、たとえば社会保障の制度のいろいろな拡充とか、そういう面から考えるべきであります」と、こういうふうに答えている。大臣、覚えがあるでしょう。そういうふうにお答えになつてゐる。そこで、大臣にもう一ぺん質問するわけですが、約一千二百万世帯といわれる所得税を納めていない低所得者全員に對しましてどのような方法で救済措置をとられたか、また、今後どのように拡充していくつもりですか、明確に御答弁をお願いしたいと思います。これは大臣の答弁です。

○國務大臣(水田三喜男君) 所得税を納めない人については、地方税、住民税の引き下げということとをまず今回はやりました。と同時に、生活保護費、あるいは失給金というふうなものについては、予算をもつてこの基準を上げましたし、また、その他社会保障制度の拡充を全般としてははかつておるといふような措置を今度あわせてとつたつもりでございます。

○須藤五郎君 しかし、そういうふうにお答えになるだろと思うんですが、生活保護世帯は一体どれぐらい今度手当、保護費を上げられたのか。おそらく生活保護者の金が多少上がったというのとは、物価の値上がりには追いついていないと思うのですよ。ですから、そういうものは決して減税の措置だということには当てはまらない性格のものだと私は思うんですよ。だから、この生活保護者などには對しましては、物価の値上がりによつて少し費用を多くするという、まあ非常に不十分なものですが、それよりももっと違った意味におい

て、いわゆる所得税を納めている人たちが減税をされているという、そういう立場に立つての措置が私は必要だと、こういうふうに考えるわけですよ。それで、何じやないですか、あなたいまそういう地方税とか、それから生活保護費をふやしたとかおっしゃるけれども、低所得者全体の問題じゃないでしょうか、いまおっしゃった問題は。そういうことワケ外にある低所得者が私はたくさんおられるのです。そういう人たちはほうっておいてかまわないと、こういう理屈は成り立たないと思うんですが、この点、大蔵大臣、もう一ぺんはつきり答えておいていただきたいですね。

○政府委員(吉田二郎君) ただいま御指摘がございましたように、生活保護費を受ける階級についてはいろいろ問題があるにしても、一三％程度生活保護費を上げておることがあるし、住民税を軽減したという問題もあるけれども、その間になお千万世帯くらいあるはずだというお話だと思います。で、ただいま御指摘ございましたように、所得税を軽減したという問題は、所得水準が上がると、そうして物価水準も上がりますために実効税率が重くなる、その点を直すのが一つの目的であるし、さらに、所得水準が大きくなつておきますので、所得が伸びたことによる税額の非常に大きな伸びを防ごうという趣旨でございますから、そういう意味から申しますと、所得税自身、たとえば一割所得が伸びたといふと、払う所得税は減つてはいないわけですよ。むしろふえておきます。ただ、ふえ方がもつとふえなければならぬのを減らしておる。そうして、たとえば英国並みの弾性値一・二ぐらいにしておるといふのが減税でございます。そういう意味から申しますと、中間の階級は所得税はかからない。所得が伸びても、課税最低限が上がっている部分だけばかりで済む。そうしてその中間の階級も、生活保護基準が一三％上がるぐらいの情勢であれば、所得の伸びはあつたはずでございますが、これに對しましては所得税はかかりませんから、所得のまま実質所得が手に入るといふところで、所得

税の減税をするから、所得税のかからない人は損をするという問題ではなくて、所得税のかかっていない人は、所得税の累進構造によって所得税が所得をはるかに上回って二・二という弾性値でふえるというのを緩和しておるといふ問題でございませう。そういう意味から申しますと、問の人にはなるほど所得税をまけるというふうな話はないわけでございますが、そこに所得が伸びるというためには、やはり社会資本の充実とか社会保障とかいう問題があつて所得は伸びるわけでございます。で、歳出というものが、結局は現在の福祉国家においては全体の所得水準の向上ということに向いて全体をプラスしております。財政支出というものの弾性値というのは所得に対して一以下であるというのが定説でございます。下にいくほど財政支出の恩恵を受けているはずでありまして、これを社会保障費が幾らというふうに切つてまいりまして個別にひもつきになります。相対的財政支出といふもので考へていただければ、財政支出をやるもとの税はなるほどとりまされども、財政支出の面で国民全体の福祉がはかられ、所得水準が上がる。所得水準が上がるということは、それだけ生活水準を上げることになる、かように考へていくわけでございます。

○須藤五郎君 それはごまかしです。そのごまかしをばくは議論していると時間がなくなつて次の質問に移れないので、はなはだ残念ながら、それはもう割愛しますが、あなたの言うのはごまかしです。何も生活保護費が少しふえたといふたつて、物価はずっと上がつていふのです。この生活保護費をもらつていふ人は何もプラスになつていふと思つていないのですよ、実際は。だから、そこをどうするかといふことですよ。それはおかしいです。

次に、酒、たばこの税金と他の間接税のバランスについてお尋ねしたいと思つた。酒、たばこの税金は、なるほどあなたたちのおっしゃるやうに、相対的に下がつたかも知れませんが、しかし、私に言わせると、絶対的にはこれほど高い

税金はないと言わなきゃならぬと思つた。たばこは六〇%も税金をかけるのですから、絶対的には高いですね。物品税の貴金属でさへ二〇%、先ほど申しましたダイヤの指輪が一六・七%高級自動車は四〇%、かかるに、一般大衆が嗜好している酒、たばこがそれ以上に高いというのは、どうしてこれは大衆は理解することができないのです。あなたたちは取りやすいところから高い税金をかけて金を取ればそれでいいかも知れませんが、取られる者の身になれば、あなたたちが幾ら言つたつてこれは理解することはできない。どうしてこんなに高くしなければならぬのか、全く私は理由がわからない。その根拠を示してください。それは税金を取るためだといふことは理由にならないんですよ。

○政府委員(吉岡二郎君) これもたばこが繰り返して申し上げておりますが、なるほど先生御疑問に思われるとおり、私どもも最初はそういうように考へるものであります。ところが、世界各國のいかなる税制をとりましても、消費税の中でたばこは酒は非常に重い税金になつていふことは御承知のとおりでございます。先ほどお話が出ました売り上げ税をやつても、売り上げ税の中に吸収しない、別に特別税を起こして、酒、たばこだけよく取り上げるわけですね。その理由をいたしまして学者がいろいろあげておりますのは、一つは、酒、たばこというものが特殊な嗜好品であり、習慣性があつて、過度の消費といふものについての弊害があるといふこと。それと酒、たばこというものは生産はわりと容易でありまして、コストが安い。しかし、それに対する需要といふものが非常に強いものでありますから、そこで、生産を自由に放置すれば非常な不当利得ができる。そういうことから専売とか、あるいは免許とかいう形で生産を管理する、同時に、適正な価格で売つたために、実際問題としてはかなり高い税額がそこに付し得る、それが一つの財政収入の基礎となるといふことで、財政物資として古来から、また、現在でもどこの国でもやつていふことなんです。そういう

点から申しますと、先生おっしゃるやうに、確かに税率として比較いたしますと高いという問題がございませうけれども、一般の物資と比較してこちらになりますと、飲食品等から考へましても、この間も実は言つてしまつたのでありますが、ココロ等と比べれば、あの高い税率をかけたビールの方が安いわけですから、そこがアルコール飲料の特殊な性質でありまして、そういう意味で財政物資として特殊なものとして考へて願いたい、かように考へる次第であります。

○須藤五郎君 何も正当な理由としてあなたが幾ら百万べんをおっしゃつても、たばこを吸う人や酒を飲む人は、それが正当な理由とはどうして受けてとれません。みんな高い高いと言つてゐるんです。正当な理由とは受けてとれない。明治以来、これは衆議院のほうでもお答えになつていらつたのですが、国民大衆が一度たばこを吸つたら、酒を飲んだら、もうやめられないといふ、こゝをあなたたちはねらつたのです。それで、明治時代は酒やたばこを飲まして吸わせて、そうしてその人間の弱点を利用して、そうして税金を取り立てて、いわゆる富国強兵への政策を押し進めてきた、これが明治時代なんです。これが事実です。これが歴史的沿革だと思つた。それを合理化して、酒、たばこの税金は高いもので、それが当然だ、世界各國でもこうじゃないかと、外国の悪い例をとつて、外国の悪い例ですよ、あんなものいい例じゃありません。国民大衆を全くばかにしてゐると思つたのです。酒やたばこの税金は下げなくてはならないし、下げても必ずしも私は害はないと思つたのです。それだけ日本の国民は自覚はあるし、また、政府はそうしなればならないのに、その税金を重くすることによつて酒、たばこの害を防ごうといふ考へ方は、私は全く誤つてゐると思つたのです。一体、政府は酒やたばこはのんでほしいのかのんでほしいくないのか、はつきり答へることを。

それから、たばこの値段を、昔は「朝日」は幾らと箱の横つちに書いてあつたのに、最近のたばこ

これは何で値段を書かないのか。値段が幾ら、税金が幾ら、合計幾らになりましたよと何で箱の横つちに明記しないか、理由を言つて下さい。

○政府委員(吉岡二郎君) 前段についてお答えいたしますが、政府として幾ら飲んでもらいたいという問題ではないのでございませうが、過度でなく、適正な消費であれば財政収入としても決して困ることではないと思つたが、過度にわたることはあまり適正ではないといふ考へでございませう。

○須藤五郎君 そんな常識的な答へだめだよ。○説明員(佐々木庸一君) 過去におきましては箱に定価が明記されておりました。戦争中の時期であつたと思つたが、たばこの値上げがありまして小売り店に表示するといふことに變更された時代がございませう。それ以降、その伝統を継いでおるものでございませう。今回値段を大幅に変へますときに、間違つてはいけなから入れたらどうかといふ検討もいたしました。現実問題として法律の前に通していただきまして、余裕がありますればまだできるかと思つたが……

○須藤五郎君 それは何です。政府はのんでほしいのかのんでほしいくないのかといへば、ほんとうはのんでほしいのです。のんでもらつたたくさん税金を取りたいといふのが、これが政府の方針なんです。たばこの値段と税金を表示しないのは、表示したら、国民がみな、何だ、こんなばかげた税金を払つてゐるのかといふて、これみんな問題になる。実際たばこを吸つてゐる人は税金を幾ら吸つてゐるかといふことがわからない。わからないやうに隠してゐるのです。そのため定価も書かなければ、税金も書かないといふのが今日の政府のやり方なんです。全くずるいやり方です。

もう一点だけ質問します。政府は、酒、たばこは数年後にまた見直しをやるけれども、そのほかの間接税についてもいじらねばならない問題があ

る。たとえば物品税でも、新しい物品に課税するとか、そのほかにも揮発油税、LPガス税などの燃料でも考えねばならない、こういっておられますが、これは具体的に一体どういふことを考えておられるのか、はっきりと答弁願いたい。これで私の質問を終わります。

○政府委員(吉田二郎君) ただいまのは私が衆議院でいたした答弁についてだと思ひますので、私からお答えいたします。そのときは衆議院で、将来間接税を引き上げるつもりはないかというお話がございました。私が申し上げたのは、酒、たばこについて、今回と同じような趣旨のものは数年後にあり得ると思ひますということ、物品税について、それじゃそれ以外のものは課税を強化することはないかというお話がございましたから、物品税は、御承知のとおり、新しい課税物品がどんどんできてくる、それがより高級であるということがあるので、これはそのときそのときに考えなければならぬと思ひますということと申し上げたわけでございます。あと燃料税については道路整備計画というものと結びついておりまして、これをたまたま上げないとは申し上げかねますというところを申し上げたわけでございます。このこと、物品税についてこれをおくということ、実はいま考えておるわけではございません。いづれまた、かつてテレビが出て、その次にカラーテレビが出たという問題も起こると思ひますので、そのときに備えておく必要があるかということと申し上げたわけでございます。

○委員長(青柳秀夫君) 質疑は結局したものと認めて御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより討論に入ります。御意見のおありの方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。

○柴谷要君 私は、日本社会党を代表いたしますが、ただいま議題となりました製造たばこ定価法の一部を改正する法律案及び酒税法の一部を改正する法律案に対し、反対の討論を行なうものであ

ります。

まず、第一に、両案に対する改正理由に、意図せざる減税が行なわれているので、その是正のために引き上げ改正を行なうものであると述べております。すなわち、税調答申を引用いたしますならば、酒税について見れば、その税率が所得、物価水準の変動と無関係に定額に据え置かれていたため、税負担が相対的な低下を来した、他の諸税の税負担との間の均衡を失っているものと認められる。また、たばこについて見ると酒税と同様の事情があると、このような理論をもって増税の根拠といたしております。そして、これを意図せざる減税と言っております。意図せざる減税は必ず増税しなければならぬという政府の考え方がありまして、税は安いほうがいいことは何びとも共通の考え方だと思ひますが、改正理由の趣旨は全く逆でありますことから反対を表明せざるを得ません。

第二に、政府が改正理由に言っております、他の諸税の税負担との間の均衡を失っているからであるとの点であります。酒、たばこが他の直接税、間接税に比していかなる均衡となっているかを見てみようではありませんか。わが党としても、高級品、ぜいたく品についての課税には、均衡論からいって賛成しないものではございません。しかし、改正案では、清酒特級、一級でもビールでも上がっております。これらは金持ちだけの飲みものではあります。ごく普通の人が飲み、大衆が税負担をしております。たばこについても同様であります。「新生」、いこい、ハイライト、すべて大衆が喫煙しており、大衆課税であり、重税であります。それが改正により引き上げられております。先日ある新聞に「弱きをくじく間接税」という記事の中で、ハイライト、砂糖、二級ウイスキー、ピアノ、一そろえ百万円以上の高級呉服の五品であります。この税負担の高い順番はどうであらうかというものであります。これを聞かれた人は、それは言った順に安いだろうというかもしれませんが、ところが、おそるべきことに、その逆が

回答であります。呉服はどんな豪華なものでも税金は全くかかりません。ピアノは九・一%、二級ウイスキー現行で二七・九%、砂糖四四・二%、ハイライト現行で五八%であります。これをもつて他の諸税との均衡といわれるのでありますから、あいた口がふさがらないとはこのことではありませんか。均衡をとって下げるべきが増税となるのでありますから、反対するのが当然であります。

次に、ことしの税制改正は、所得税減税一千五十億円の穴埋めに、たばこ、酒税、物品税の増徴により財源としたので、両案を通してほしいというのが政府の言い方でありまして、所得税減税の必要性はだれでも認めるところであります。そして、ことしの予算は財政硬直化で、その議論で終始いたしました。歳入の面ではどうでありましたか、税の自然増収は九千五百億にのぼりながら、国債の償還に一千六百億円、その他は歳出の増に充てられ、減税への還元はゼロであります。減税財源はどうでありましたか、歳入は歳出のあおりを食って歳入も硬直化させられ、税収は目一ぱいとおいて、減税は税収の中で行なえ、その中で調整したらという都合のよい考え方で成り立っております。「どこか世の中が間違つ」といふことが巷間ございしますが、この案を見る限り、その感を深くせざるを得ません。財源難であるから酒、たばこを増税することは誤りでありまして、財政の硬直化は歳出を切ることによって行なわなければならない。議事人として反対せざるを得ません。

最後に、酒、たばこの小売り定価と増税の関係であります。酒におきましては、この法案が通る次第、メーカーは、酒税が引き上げられれば、その分だけ運搬資金が余分に要るなど、業界の危険負担がふえるので、プラスチックの値上げは当然だと言っております。このほか、原料、人件費が値上がりしている、増税分をそのまま価格にスライドさせると端数が生じて取り扱いが不便になる等の理由をメーカー側は指摘をいたしております。

以上を理由をもって本二法案に対して反対の討論を終わるものであります。

○中尾辰義君 ただいま議題となりました酒税法の一部を改正する法律案、並びに製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対し、私は、公明党を代表して、反対をいたします。

反対の理由は、第一に、今回の酒、たばこ等の増税により、政府は千五百億円の増税を見込んでおりますが、これは所得税の減税分千五百億円を實質的にゼロにするものであり、納税者として最も納得のいかない点であります。政府は、最近における国際収支の赤字は正対策としてやむを得ない対策であると申しておりますが、それは政府の国債政策による放漫なインフレ財政のことがによるものであって、そのしわ寄せを国民生活に直接する酒、たばこ等の値上げに踏み切ったことは承服できないのであります。

第二点は、製造たばこの定価値上げについて、原価の値上がり、所得、消費水準の上昇にもかかわらず、たばこ専売益金率が年々低下してきたことを値上げの理由としていますが、しかしながら、たばこの専売益金は四十年三十三億二千六百億、四十一年度三十三億九千九百億、四十二年三十三億八千二百億と、年々増収をたどっているものであります。たとえ財政専売であつても、何ら値上げの理由にはならないのであります。酒税について同様な理由があげられると思ひます。

第三には、四十三年度の予算編成の方針としては、国際収支の均衡回復、物品の安定等を柱としておりますが、政府みずから、消費者米価をはじめ、酒、たばこ等の値上げを敢行することは、ますます諸物価の値上がりをもたらし、国民生活を圧

迫するものであります。

第四に、酒、たばこの税率は、清酒特級で四三%、一級酒で三七%、ビールで五〇%、たばこはハイライトで五八%、「新生」で五一%となっており、かなりの高率であります。しかも、高額所得者も低額所得者も一律に課税負担がかかる最も逆進性の強い間接税に安易に財源の調達をしたことは、大衆課税の強化に通ずるものであります。

以上をもつて反対の討論を終わります。

○瓜生清君 私、民主社会党を代表して、ただいま議題の二法案に反対いたします。

第一の理由は、間接税の増税に反対であるという点であります。すなわち、これらは大衆課税であり、最も逆進性の強いものでありまして、むしろ軽減しなければならぬとさえ考えております。しかるに、今回の措置は、逆に増税するという態度に私も強く反対せざるを得ないのであります。一部には、間接税がそのウエートをだんだんふやしていくということが当然であるかのごとく論ぜられておりますが、この点は各国のそれぞれ事情に相違があるのでありまして、むしろ日本におきましては漸減の方向に努力すべきだと考えます。

第二の理由は、酒やたばこの値上げが物価値上げムードを醸成し出し、さらに諸物価の便乗値上げのチャンスを与えるおそれがあるのではないかと、いうことでもあります。ビールにしても二級酒にしても、みんな便乗値上げが考えられていることはまことに残念であります。この点、政府はもう少し積極的な施策配慮をすべきだと思います。このままでは、私どもが強く批判しておりますように、政府主導型の物価値上げを強める傾向にあることは明白であります。

第三の理由としては、御承知のように、所得税で千五十億円の減税をはかり、その埋め合わせとして千五十億円の増税をやると、きわめて安易な財源調達の措置であって、それならどちらもやめてしまつて、物価調整減税だけでも試みるほうがよかつたのではないかと考えます。

私は、以上の理由から両案に反対するものであります。

○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表して、ただいま議題となつた製造たばこ定価法の一部改正法案、酒税法の一部改正法案の二案に対し、反対するものであります。

政府は、十数年来、たばこの小売り定価が据え置かれ、酒税も長い間税額が据え置かれたので、物価水準及び所得水準の上昇に比し税負担が相対的に低下し、他の諸税とのバランスを失つた、したがつて、調整増税をやむなしということをおっしゃられておられます。しかし、実際に上昇したのは消費者物価であり、最近の家計調査でもわかるように、国民大衆の約半数は実所得が低下し、低所得者ほど生活は苦しくなつてゐるのが実情であります。それにもかかわらず、酒、たばこの増税を行なうのは、物価政策の失態をおおひ隠し、国民大衆に大衆課税をしいることであり、かかる政府の態度は、国民大衆の立場に立てば、許すことのできない措置であることは明らかであります。しかも、酒、たばこは国民大衆の嗜好品であり、きわめて逆進性が強いだけでなく、他の間接税に比し、きわめて高率の課税となつてゐる現状から見ると、これを減税するのではなく、逆に増税することは、租税公平の原則、所得再分配の原則をふみにじり、税制民主主義に逆行するものであります。

わが党は、かかる立場から反対するものであります。

○委員長(青柳秀夫君) 討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認めます。これより採決に入ります。

まず、製造たばこ定価法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて

本案は、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

○西田信一君 私は、自由民主党、日本社会党、公明党、民主社会党、以上四党の共同提案として、たばこ可決せられました製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対し、次の附帯決議案を提出いたします。

附帯決議案を朗読いたします。

製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案

日本専売公社は、たばこ小売手数料(割引歩合)の決定に当り、販売業者の安定収入を確保するよう充分な配慮を加へるとともに、割引歩合の一層の合理化について引き続き検討すべきである。

何とぞ御賛成くださいますようお願いいたします。

○委員長(青柳秀夫君) ただいまの西田君提出の製造たばこ定価法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の採決を行ないます。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 全会一致と認めます。よつて、本附帯決議案は、全会一致をもつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、水田大蔵大臣より発言を求められておりますので、これを許します。水田大蔵大臣。

○国務大臣(水田三喜男君) ただいまの附帯決議につきましても、日本専売公社において御趣旨の線に沿つて十分検討し、努力いたさせます。

○委員長(青柳秀夫君) 次に、酒税法の一部を改正する法律案を問題に供します。本案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(青柳秀夫君) 多数と認めます。よつて本案は、多数をもつて可決すべきものと決定いたしました。

なお、本院規則第七十二条により、議長に提出

する報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(青柳秀夫君) 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

本日はこれにて散会いたします。
午後四時十二分散会

四月十九日予備審査のため、本委員会に左の案件を付託された。

一、在外財産基金法案(衆)

在外財産基金法案

在外財産基金法

目次

第一章 総則(第一条—第十四条)

第二章 役員等(第十五条—第二十六条)

第三章 業務(第二十七条—第三十六条)

第四章 監督(第三十七条—第三十八条)

第五章 雑則(第三十九条—第四十一条)

第六章 罰則(第四十二条—第四十八条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、引揚者等が引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第十四号)により交付された国債を売却し、その国債の償還金を運用することによつて、産業の振興その他国民経済の発展に寄与するとともに引揚者等の福祉の増進に資するため、在外財産基金を設立することを目的とする。

(法人格)

第二条 在外財産基金(以下「基金」という。)は、法人とする。

(事務所)

第三条 基金は、事務所を東京都に置く。

(定款)

第四条 基金は、定款をもつて次に掲げる事項を規定しなければならない。

一 目的

二 名称

三 事務所の所在地

四 資本金、出資及び資産に関する事項

五 役員に関する事項

六 出資者総代会に関する事項

七 顧問に関する事項

八 業務及びその執行に関する事項

九 財務及び会計に関する事項

十 公告の方法

2 定款の変更は、大蔵大臣の許可を受けなければ、その効力を生じない。

3 基金は、定款の変更について前項の認可を受けたときは、遅滞なく、これを公告しなければならない。

(資本金)

第五条 基金の資本金は、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受けた者(その者の相続人を含む)から出資される次条に規定する国債の価格の合計額に相当する金額とする。

2 基金は、その最初の事業年度終了の日に、前項の基金の資本金が五百億円に達するようにしなければならない。

(出資)

第六条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受けた者(その者の相続人を含む)は、同条第四項の規定にかかわらず、当該国債を基金に出資することができる。

2 前項の規定により出資される国債の価格は、その額面金額(当該国債の償還金が既に支払われている場合には、その額面金額から既に支払われた当該償還金の金額を控除した金額)とす

3 基金に対する出資は、第一項の国債以外の財産であることができない。

(国債に対する権利の行使)

第七条 基金は、前条第一項の規定により出資された国債については、記名変更の手続をしないで、基金の名において権利を行使することができる。

(出資証券)

第八条 基金は、出資証券を発行し、第六条第一項の規定により出資した者(以下「出資者」という)に対し同条第二項に規定する額面金額に相当する額の出資証券を交付する。

2 出資証券は、記名式とする。

3 前項に規定するもののほか、出資証券に関し必要な事項は、政令で定める。

(持分の払戻し等の禁止)

第九条 基金は、出資者に対し、その持分を払い戻すことができない。

2 基金は、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けることができない。

(出資者たる地位の喪失)

第十条 出資者は、その持分の全部の譲渡によつてのみ出資者たる地位を失うことができる。

(持分の譲渡等)

第十一条 出資者の持分は、基金の承認を受け、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七条第一項に規定する国債の交付を受けた者(その者の相続人を含む)及び大蔵大臣の指定する金融機関に譲り渡し、又は担保に供する場合を除くほか、譲り渡し、又は担保に供することができない。

2 出資者の持分の移転は、取得者の氏名又は名称及びその住所を出資者名簿に記載し、かつ、その氏名又は名称を出資証券に記載した後でなければ、基金その他の第三者に対抗することができない。

3 出資者の持分の質権者は、継続して出資証券を占有していなければ、その質権をもつて基金その他の第三者に対抗することができない。

4 出資者の持分の譲受人は、その持分について、譲渡人の権利義務を承継する。

5 前四項に規定するもののほか、基金の持分を譲り渡し、及び担保に供することに関し必要な事項は、政令で定める。

(登記)

第十二条 基金は、政令で定めるところにより、登記しなければならない。

2 前項の規定により登記しなければならない事項は、登記の後でなければ、これをもつて第三者に対抗することができない。

(名称の使用制限)

第十三条 基金でない者は、在外財産基金という名称を用いてはならない。

(民法の準用)

第十四条 民法(明治二十九年法律第八十九号)第四十四条(法人の不法行為能力)及び第五十条(法人の住所)の規定は、基金について準用する。

第二章 役員等

(役員)

第十五条 基金は、役員として、理事長一人、理事三人以上五人以内及び監事二人以内を置く。

2 理事長及び監事は、出資者総代会が推薦した者のうちから、大蔵大臣が任命する。

3 理事は、定款で定めるところにより、出資者総代会において選任し、又は解任する。

4 大蔵大臣は、理事長若しくは監事が心身の故障のため職務を執行することができないと認めるとき、又は理事長若しくは監事に職務上の義務違反その他理事長若しくは監事たるに適しない非行があると認めるときは、これを解任することができる。

(役員の職務及び権限)

第十六条 理事長は、基金を代表し、その業務を総理する。

2 理事長は、理事長の定めるところにより、理事長を補佐して基金の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠員のときはその職務を行なう。

3 監事は、基金の業務及び経理の状況を監査し、その監査の結果を出資者総代会に報告する。

(役員任期)

第十七条 理事長及び理事の任期は、三年とし、監事の任期は、二年とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 商法(明治三十二年法律第四十八号)第二百五十六條第三項(取締役の任期の特例)の規定は、理事長、理事又は監事の任期について準用する。この場合において、同項中「定時総会」とあるのは、「通常出資者総代会」と読み替えるものとする。

(監事の兼職禁止)

第十八条 監事は、理事長、理事又は基金の職員を兼ねてはならない。

(出資者総代会)

第十九条 基金に、出資者総代会を置く。

2 出資者総代の定数、任期、選出方法その他出資者総代に関し必要な事項は、定款で定める。

(出資者総代会の招集)

第二十条 理事長は、定款で定めるところにより、毎事業年度一回通常出資者総代会を招集しなければならない。

2 理事長は、必要があると認めるときは、臨時出資者総代会を招集することができる。

(出資者総代会の権限)

第二十一条 次に掲げる事項は、出資者総代会の議決を経なければならない。

一 定款の変更

二 第三十条第一項に規定する長期資金計画の作成及び変更

三 毎事業年度の資金計画の作成及び変更

四 財産目録、貸借対照表、損益計算書、利息の配当に関する議案、剰余金処分案及び損失処理案

五 役員の報酬

六 その他基金の業務に関する重要事項で定款で定めるもの

(出資者総代会の議事)

第二十二條 出資者総代会においては、出資者総代は、おのおの一個の議決権を有する。

2 出資者総代会は、出資者総代の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決をすることができない。

3 出資者総代会の議事は、出席者の議決権の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決する。ただし、前条第一号に掲げる事項に係る議事は、出席者の議決権の三分の二以上の多数で決する。

4 出資者総代は、定款で定めるところにより、次条において準用する民法第六十二條（総会招集の手続）の規定によりあらかじめ通知のあつた事項につき、代理人をもつて、議決権を行なうことができる。

5 前項の規定により議決権を行なう者は、出席者とみなす。

6 代理人は、五人以上の出資者総代を代理することができない。

7 代理人は、代理権を証する書面を基金に差し出さなければならない。

（出資者総代会に関する民法等の準用）

第二十三條 民法第六十一條第二項（臨時總會招集請求権）、第六十二條（總會招集の手続）、第六十四條（總會の決議事項）及び第六十六條（表決権のない場合）並びに商法第二百四十三條（總會の延期又は続行の決議）及び第二百四十四條（總會の議事録）の規定は、基金の出資者総代会について準用する。この場合において、民法第六十一條第二項中「総社員」とあるのは「総出資者総代」と、商法第二百四十三條中「第二百三十二條」とあるのは「在外財産基金法第二十三條二

於て準用する民法第六十二條」と、同法第二百四十四條第二項中「出席シタル取締役」とあるのは「理事長」と読み替へるものとする。

（代表権の制限）

第二十四條 基金と理事長との利益が相反する事項については、理事長は、代表権を有しない。

この場合には、監事が基金を代表する。

（職員の内命）

第二十五條 基金の職員は、理事長が任命する。

（顧問）

第二十六條 基金に、顧問を置く。

2 顧問は、基金の業務に關し學識経験を有する者のうちから、理事長が委嘱する。

3 顧問は、基金の業務について協力するものとし、理事長の諮問に應じ、基金の業務の運営に關し助言する。

4 顧問は、基金の業務の運営に關し、理事長に意見を述べることが出来る。

第三章 業務

（業務の範圍）

第二十七條 基金は、第一條の目的にかんがみ、大蔵大臣の認可を受けて、国債証券、地方債証券又は特別の法律により法人の発行する債券若しくは大蔵大臣の指定する金融機関の発行する債券を取得することができる。

2 基金は、大蔵大臣の認可を受けて、大蔵大臣の指定する金融機関への預金を行うことができる。

3 基金は、前二項に規定する業務のほか、大蔵大臣の認可を受けて、産業の振興及び引揚者等の福祉の増進に寄与するための事業を行なうことができる。

（業務運営上の努力）

第二十八條 基金の理事長及び理事は、業務の運営に当たつては、第三十四條の規定による利息の配当が確保されるように努めなければならない。

（事業年度）

第二十九條 基金の事業年度は、毎年九月一日に始まり、翌年八月三十一日に終わる。

（長期資金計画）

第三十條 基金は、業務の開始の際、この法律に規定する利息の配当を実施するための長期資金計画を作成し、大蔵大臣の認可を受けなければならない。これを變更しようとするときも、同様とする。

2 前項の長期資金計画は、次に掲げる事項を含むものとする。

一 第六條第一項の規定により基金に出資された国債の償還金の年次見込額

二 基金の収入の年次見込額

三 第三十四條の規定により出資者に配当すべき利息の年次見込額

四 前号の利息以外の基金の支出の年次見込額（資金計画）

第三十一條 基金は、毎事業年度、前条第一項の長期資金計画に適合するように、資金計画を作成しなければならない。

2 基金は、資金計画を作成し、又は變更したときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に報告しなければならない。

（短期借入金）

第三十二條 基金は、大蔵大臣の指定する金融機関から、短期借入金を行うことができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、これを借り換へることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換へた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

（決算関係書類の提出、備付け及び閲覧）

第三十三條 理事長は、通常出資者総代会の会日の七日前までに、財産目録、貸借対照表、損益計算書及び利息の配当に関する議案、剰余金処分案又は損失処理案を監事に提出し、かつ、これらの書類を事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者及び基金の債権者は、理事長に対し前項に規定する書類の閲覧を求めることができる。この場合には、理事長は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

3 第三項に規定する書類を通常出資者総代会に提出するときは、監事の意見書を添付しなければならない。

4 基金は、第一項に規定する書類について第二十一條の規定により出資者総代会の議決を経たときは、遅滞なく、これを大蔵大臣に報告しなければならない。

（利息の配当）

第三十四條 基金は、最初の事業年度から次条第二項の規定による剰余金の分配が最初に行なわれる事業年度の前事業年度までの各事業年度においては、定款で定めるところにより、出資者の持分につき出資額（各出資者の有する出資証券の券面額の合計額をいう。以下同じ。）の千分の五十以内において定款で定める割合の利息を各出資者に配当するものとする。

2 基金の資本金が五百億円に達しないときは、その事業年度においては、前項中「定款で定める割合」とあるのは、「大蔵大臣の認可を受けた割合」とする。

3 第一項の規定による利息の配当は、他の法令の規定の適用については、商法第二百九十一條第一項（利息の配当）の規定による利息の配当とみなす。

（利益及び損失の処理）

第三十五條 基金は、損益計算において利益を生ずるに至つた事業年度以後の事業年度において、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお剰余があるときは、その剰余の額に政令で定める率を乗じた額以上の額を積立金として積み立てなければならない。

2 基金は、前項の規定による積立てを行なつた後でなければ、剰余金の分配をしてはならない。

3 剰余金の分配は、各出資者に対し、その出資額に應じてしなければならない。

4 基金は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、第一項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(大蔵省令への委任)

第三十六条 この法律及びこれに基づき政令に規定するもののほか、基金の財務、会計その他その運営に關し必要な事項は、大蔵省令で定める。

第四章 監督

(監督)

第三十七条 基金は、大蔵大臣がこの法律の定めるところに従い監督する。

2 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対して、その業務に關し監督上必要な命令をすることが出来る。

(報告及び検査)

第三十八条 大蔵大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、基金に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に基金の事務所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の必要な物件を検査させることが出来る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、關係人にこれを提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第五章 雜則

(出資者に対する通知又は催告)

第三十九条 基金が出資者に対してする通知又は催告は、出資者名簿に記載したその出資者の住所(出資者が別に通知又は催告を受ける場所を基金に通知したときは、その場所)にあててすれば足りる。

2 前項の通知又は催告は、通常到達すべきであつた時に、到達したものとみなす。

(書類の備付け及び閲覧)

第四十条 基金は、定款、出資者総代会の議事録及び出資者名簿を事務所に備えて置かなければならない。

2 出資者名簿には、次に掲げる事項を記載しな

ければならない。

一 出資者の氏名又は名称及び住所

二 各出資者の出資額及び出資証券の番号

三 各出資者の出資証券の取得の年月日

3 出資者及び基金の債権者は、第一項の書類の閲覧を求めることができる。この場合には、基金は、正当な理由がないのにこれを拒んではならない。

(解散)

第四十一条 基金の解散及びその解散した場合における残余財産の出資者に対する分配については、別に法律で定める。

第六章 罰則

(罰則)

第四十二条 基金の役員が、自己若しくは第三者の利益を図り、又は基金を害する目的で、その任務にそむいた行為をして、基金に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第四十三条 基金の役員又は職員が、その職務に關して、わいりを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいりは、没収する。その全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴する。

第四十四条 前条第一項のわいりを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を軽減し、又は免除することが出来る。

第四十五条 第三十八条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

2 基金の役員又は職員が基金の業務に關して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、基金に対して同項の刑を科する。

第四十六条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員は、五年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

一 第九条第一項の規定に違反して、出資者の持分を払い戻したとき。

二 第九条第二項の規定に違反して、出資者の持分を取得し、又は質権の目的としてこれを受けたとき。

三 この法律又は定款の規定に違反して、利息の配当又は剰余金の分配をしたとき。

第四十七条 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした基金の役員又は職員は、三万円以下の過料に処する。

一 この法律により大蔵大臣の認可を受けなければならない場合において、その認可を受けなかつたとき。

二 第四条第三項の規定に違反して、公告をせず、又は不正の公告をしたとき。

三 第十二条第一項の政令の規定に違反して、登記することを怠つたとき。

四 第十六条第三項の規定に違反して、報告をせず、又は虚偽の報告をしたとき。

五 第十八条の規定に違反したとき。

六 第二十条第一項の規定に違反したとき。

七 第二十三条において準用する商法第二百四十四條第二項又はこの法律第三十三条第一項若しくは第二項若しくは第四十条の規定に違反して書類を備えて置かず、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の事項を記載し、又は正当な理由がないのにその書類の閲覧を拒んだとき。

八 第二十七条に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

十 第三十五条第一項の規定に違反したとき。

十一 第三十七条第二項の規定による大蔵大臣の命令に違反したとき。

第四十八条 第十三条の規定に違反した者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(基金の設立)

第二条 基金を設立するには、引揚者等に対する特別交付金の支給に關する法律第七條第一項に規定する国債の交付を受ける者(その者の相続人を含む。)で、基金の設立に際して第六條第一項の規定により出資をしようとするもの二十人以上が発起人となり、定款を作成し、これに基金の業務目論見書並びに推薦する理事長又は監事となるべき者の氏名及び次条第二項の規定により指名しようとする理事となるべき者の氏名を記載した書面を添え、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣の認可を受けなければならない。

2 前項の業務目論見書には、基金に出資されることが見込まれる国債の償還金の年次見込額、収入の年次見込額及び各出資者に配当すべき利息その他の支出の年次見込額を記載しなければならない。

3 大蔵大臣は、第一項の認可をしたときは、遅滞なく、その旨を告示しなければならない。

第三条 大蔵大臣は、前条第一項の認可をしたときは、遅滞なく、発起人が推薦した者のうちから、基金の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 発起人は、前条第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、基金の理事となるべき者を指名する。

3 第一項の規定により指名された理事長若しくは監事となるべき者又は前項の規定により指名された理事となるべき者は、基金の成立の時に

において、この法律の規定により、それぞれ理事

長若しくは監事に任命され、又は理事に選任されたものとす。

第四条 前条第一項の規定により大蔵大臣が理事

長又は監事となるべき者を指名し、かつ、同条第二項の規定により発起人が理事となるべき者を指名したときは、発起人は、定款、附則第二

条第一項の業務目録見書並びに当該理事長又は監事となるべき者及び当該理事となるべき者の氏名を公告するとともに、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七條第一項に規定する国債の交付を受ける者（その者の相続人を含む。）に対し、当該交付を受ける国債をもつてする出資を募集しなければならない。

2 発起人は、前項の規定による募集に応じた者の当該募集に応じた出資の額が、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律第七條第一項の規定により交付されることが見込まれる国債の額面金額の総額の二十分の一又は百億円に達したときは、当該募集に応じた者の当該募集に応じた出資の総額を記載した書面を添え、大蔵省令で定めるところにより、大蔵大臣に対し、設立の認可を申請しなければならない。

3 発起人は、前項の認可を受けたときは、出資の募集に応じた者に対し、出資の目的たる国債の給付を求めなければならない。

4 前項の規定による国債の給付の手続その他当該国債の給付に關し必要な事項は、政令で定め

5 発起人は、第三項の規定による給付のあつた国債の額面金額の総額が第二項に規定する国債の額面金額の総額の二十分の一又は百億円に達した日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならない。

第五条 附則第三條第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第五項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第六条 基金は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

（役員任期についての経過規定）

第七條 附則第三條第三項の規定により理事長若しくは監事に任命され、又は理事に選任されたものとされた理事長若しくは監事又は理事の任期は、第十七條第一項の規定にかかわらず、一年六月以内において定款で定める期間とする。

（基金の事業年度についての経過規定）

第八條 基金の最初の事業年度は、第二十九條の規定にかかわらず、その成立の日始まり、昭和四十四年八月三十一日に終わるものとする。

（罰則）

第九條 発起人が、自己若しくは第三者の利益を圖り、又は基金を害する目的で、その任務にそむいた行為をして、基金に財産上の損害を加えたときは、七年以下の懲役若しくは五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の未遂罪は、罰する。

第十條 発起人が、その職務に關して、わいろを收受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相当の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することとができないときは、その価額を追徴する。

第十一條 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することができ、

（大蔵省設置法の一部改正）

第十二條 大蔵省設置法（昭和二十四年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十二條 第一項第六号の七の次に次の一号を加える。

六の八 在外財産基金を監督すること。

四月十九日本委員会に左の案件を付託された。

一、たばこ値上げ反対に関する請願（第三五二二号）（第三五六二号）（第三六三五号）

一、中小零細企業に対する融資制度に関する請願（第三五二三号）（第三五九三三号）（第三五九四号）（第三五九五号）（第三六三六号）（第三六三七号）（第三六八一号）

一、国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（第三五二四号）（第三五二五号）（第三五二六号）（第三五二七号）（第三五二八号）（第三五二九号）（第三五三〇号）（第三五三七号）（第三五三八号）（第三五三九号）（第三五五五号）（第三五五八号）（第三五五九号）（第三五六〇号）（第三五六一号）（第三五九六号）（第三五九七号）（第三五九八号）（第三五九九号）（第三六〇〇号）（第三六〇一号）（第三六〇七号）（第三六三八号）（第三六三九号）（第三六四〇号）（第三六四六号）（第三六六三三号）（第三六六四号）（第三六六五号）（第三六六六号）（第三六六七号）（第三六七八号）（第三六六九号）（第三六八〇号）（第三六九〇号）

第三五二二号 昭和四十三年四月五日受理
たばこ値上げ反対に関する請願
請願者 東京都杉並区高円寺三ノ一七二杉並土建労働組合内 村田春雄外二十七名
紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第三二六六号と同じである。

第三五六二号 昭和四十三年四月六日受理
たばこ値上げ反対に関する請願（二通）
請願者 東京都杉並区阿佐谷北五ノ六ノ二 一 相沢昇外六百四十五名
紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第三二六六号と同じである。

第三六三五号 昭和四十三年四月九日受理
たばこ値上げ反対に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市鶴沼一、八六四湘南建設労働組合協議会内 三衛五之助外六百六十名
紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第三二六六号と同じである。

第三五二三号 昭和四十三年四月五日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市鶴田町六八七ノ六 手塚敏外七百七十名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九三三号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 名古屋市中区和区上町一ノ一六 岡田清外七百五十名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九四号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（三通）
請願者 北海道旭川市宮前東 佐々木美外二十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九五号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（六通）
請願者 福井県鯖江市舟津町五ノ二二 道端真之助外五十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三六三六号 昭和四十三年四月九日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市鶴沼一、八六四湘南建設労働組合協議会内 三衛五之助外六百六十名
紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第三二六六号と同じである。

第三五二三号 昭和四十三年四月五日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市鶴田町六八七ノ六 手塚敏外七百七十名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九三三号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 名古屋市中区和区上町一ノ一六 岡田清外七百五十名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九四号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（三通）
請願者 北海道旭川市宮前東 佐々木美外二十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九五号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（六通）
請願者 福井県鯖江市舟津町五ノ二二 道端真之助外五十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三六三六号 昭和四十三年四月九日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 神奈川県藤沢市鶴沼一、八六四湘南建設労働組合協議会内 三衛五之助外六百六十名
紹介議員 木村禧八郎君
この請願の趣旨は、第三二六六号と同じである。

第三五二三号 昭和四十三年四月五日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 栃木県宇都宮市鶴田町六八七ノ六 手塚敏外七百七十名
紹介議員 稲葉 誠一君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九三三号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 名古屋市中区和区上町一ノ一六 岡田清外七百五十名
紹介議員 野々山一三君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九四号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（三通）
請願者 北海道旭川市宮前東 佐々木美外二十九名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

第三五九五号 昭和四十三年四月八日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（六通）
請願者 福井県鯖江市舟津町五ノ二二 道端真之助外五十九名
紹介議員 千葉千代世君
この請願の趣旨は、第一六二二号と同じである。

請願者 東京都葛飾区西亀有四ノ二〇ノ一 早川三郎外千六百名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三六三七号 昭和四十三年四月九日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願（三通）
請願者 北海道旭川市南一条二三丁目 伊藤征夫外二十八名
紹介議員 川村 清一君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三六八一号 昭和四十三年四月十一日受理
中小零細企業に対する融資制度に関する請願
請願者 鳥取県東伯郡泊村大字泊 田嶋和孝外三百六十八名
紹介議員 中村 英男君
この請願の趣旨は、第一六二号と同じである。

第三五二四号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 東京都豊島区長崎二ノ五ノ七長橋労働組合内 竹原次郎外六十四名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五二五号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 群馬県勢多郡赤城村北上野一三五 斎藤健吉外百名
紹介議員 大和 与一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五二六号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 広島県安芸郡瀬野川町畑賀国立畑賀療養所内全医労働部賀療養所支部内 狩野正外五十名

紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五二七号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 福岡県大牟田市西港町四八 大久保英人外五百名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五二八号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（三通）
請願者 大阪府吹田市片山町二ノ一一ノ二 〇 常吉晴久外八百八十一名
紹介議員 椿 繁夫君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五二九号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二通）
請願者 北九州市八幡区黒崎 久保田乙外三百四十七名
紹介議員 藤原 道子君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五三〇号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（八通）
請願者 岡山市伊福町二ノ一四ノ二 佐藤謙二外九百二十九名
紹介議員 矢山 有作君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五三七号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 新潟県刈羽郡高柳町高尾 森重子外六百九十九名

紹介議員 春日 正一君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五三八号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 新潟県小千谷市市川町国鉄宿舍内 米山秀作外千三百三十八名
紹介議員 須藤 五郎君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五三九号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（三通）
請願者 長野県松本市鎌田町四、六六一 村上薫子外二百十六名
紹介議員 林 虎雄君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五五五号 昭和四十三年四月五日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 山梨県南都留郡勝山村 小佐野功外百八十五名
紹介議員 鈴木 強君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五五八号 昭和四十三年四月六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 福岡県大牟田市倉永新道三四 樺島信外四百七十七名
紹介議員 田中寿美子君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五五九号 昭和四十三年四月六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 広島県呉市市町二、八六三 神垣勝元外百五十三名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五六〇号 昭和四十三年四月六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二通）
請願者 東京都府中市八、三七一ノ三 菊池幸雄外二百十四名
紹介議員 木村福八郎君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五六一号 昭和四十三年四月六日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（三通）
請願者 宮城県登米郡迫町新田字上葉ノ木 沢一 高橋忠治外千二百二十三名
紹介議員 戸田 菊雄君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五九六号 昭和四十三年四月八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願
請願者 広島県安芸郡船越町西古谷 菅原四郎外四十六名
紹介議員 藤田 進君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五九七号 昭和四十三年四月八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二通）
請願者 東京都世田谷区太子堂町四ノ二ノ七全通世田谷支部内 大賀貴美子外二百二十三名
紹介議員 羽生 三七君
この請願の趣旨は、第一五七二号と同じである。

第三五九八号 昭和四十三年四月八日受理
国立医療機関の特別会計制反対に関する請願（二通）
請願者 東京都目黒区上目黒八ノ六四二 鈴木豊明外百七十三名
紹介議員 藤原 道子君

紹介議員 藤田 進君

国立医療機関の特別会計制反対に関する請願

五
一
四
四
二
·
五
%

四
二
·
五
%

昭和四十三年五月十一日印刷

昭和四十三年五月十三日発行

参議院事務局

印刷者大蔵省印刷局